BSE マルチステークホルダー対話 in 東京

平成27年3月

「リスコミ職能教育プロジェクト」

平成 26 年度~30 年度 文部科学省「リスクコミュニケーションのモデル形成事業」

目次構成

- 1. はじめに
- 2. BSE 発生から全頭検査解除まで(歴史的経過)
- 3. マルチステークホルダー対話による「BSEの振り返り」
 - 1)開催趣旨(目的)と概要
 - 2) 開催にいたる経過
 - 3) 各自の振り返り
 - (1) 発端:問題提起

「BSE リスコミって何だったのか」(門平睦代氏)

- (2) BSE リスクコミュニケーションとはなんだったのか 「評価と管理の狭間で」(吉川泰弘氏)
- (3) 参加者発言
- 4) KJ 法による振り返りの構造化
- 5) ドット投票による問題の抽出
 - (1) 投票結果の整理
 - (2) カテゴリイズとその中で抜け落ちた論点
- 6) 論点に対する議論
- 7) 抜け落ちた論点と、議論されたこと、されなかったこと
- 4. リスコミのあり方に関するディスカッション結果
 - 1) ロードマップ
 - ・単年度予算主義とは共存可能か
 - 2) 多様なリスコミの場
 - 3)人材育成
 - 4) 平時のリスコミ
 - 5)情報公開
- 5. リスコミ人材育成にむけた論点
- 6. おわりに
 - 1) BSE リスコミから見る、「食のリスコミ」の特徴
 - 2) マルチステークホルダー対話としての課題

参考資料

1. はじめに

本書は平成 26 年度文部科学省「リスクコミュニケーション人材育成モデル事業」に採択されて実施した、「BSE マルチステークホルダー対話」に関する報告書である。

この報告書の目的には三つある。一つは BSE 発生からすでに 15 年が経過したなかで、一昨年には全頭検査が解除され、輸入牛肉に関する輸入規制も順次緩和されている。あれほどまでに生産者、消費者、国民を巻き込んで社会問題となった BSE については、その後も多くの研究や出版などがだされたてきた。それをふまえて、15 年経ったいま消費者の頭の中の関心事項としてはすでに優先順位の低くなっているいわば「平時」において、その時の経験をステークホルダー全体で共有し、次につなげたいというものである。

もう一つは、ステークホルダー会議という手法を用いて、BSE を事例として「リスクコミュニケーション」に関する意義と課題について明らかにしようというものである。結論から言えば、リスクコミュニケーションにおける、主体、目的論に関する研究である。

最後には、こうした事例分析を通じ、リスクコミュニケーションに関する人材育成をする ために必要な課題について明らかにしようというのである。そしてこの 3 点目が、本プロ ジェクトが文科省から助成を受けて取り組む課題である。

対話終了後、「これだけ時間の経ったいまだから、初めてこういった議論できるようになったんだな。むかしならできなかったよ」と、BSE の騒動のまっただ中に身を置かれてきたある方がつぶやかれた。

ステークホルダー会議には、全国から参加者に駆けつけていただいた。真剣に議論していただいた皆様のためにも、今回のマルチステークホルダー会議からなにを引き出すことができるのか。成果を最大限次につなげることが重要である。

2. BSE 発生から全頭検査解除まで(歴史的経過)(吉田)

1) BSE 管理体制の形成

プリオン病または伝達性海綿状脳症と呼ばれる疾病群がある。ヒツジやヤギ(スクレイピー)、ヒト(クールーと CJD クロイツフェルト・ヤコブ病)などの他に、牛、ミンク、猫、鹿も罹る。BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy;牛海綿状脳症)は、BSE プリオンと呼ばれるたんぱく質の一種が、牛の体内に蓄積することで起きると考えられており、1970年代後半から 1980年代初頭にかけて英国で流行し始めたと推測されている。英国では 1986年 11 月に正式に確認され、1988年には OIE(国際獣疫事務局)総会で新しい疾病として報告された。今のところ治療法はなく、発症すると助からない。

英国サウスウッド委員会は 1989 年 2 月に、BSE の人間への感染の危険性はありそうにないと報告したが、限られた知識による判断であると認識していて、さらなる研究の必要性を説き、委員会の判断が誤っていれば大きな惨禍に見舞われると警告した。英国政府はこれらの警告を無視して牛肉の安全性を強調したが、1995~96 年に変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 vCJD が発見されるに至り、同年 3 月 BSE が人間に感染する可能性を公式に認めた。BSE は、食肉生産量を激減させるだけではなく、BSE に感染した牛を食べることによって人間にもうつり、しかも治療法がないというので、世界を揺るがす大問題となった。

なお、牛への肉骨粉の使用が 1988 年 7 月に禁止され、1989 年 11 月にはリスクが高いと 推測される牛の臓器を食することが禁止された。もっとも英国はすぐには肉骨粉の輸出を やめなかった。日本が英国からの肉骨粉の輸入を禁止したのは 1996 年であり、法的拘束力 は弱いものの、反芻動物に肉骨粉を与えないようにとの通知も出された。

日本の BSE 対策は 2013 年に現在の体制が定まるまで、図のように 3 ステージに分類できる。1996 年以前は高リスクであり、BSE 国内発生前夜もリスクは高いままだったが、国内発生以降は徹底した対策がとられたので、年々リスクが低減されていったと考えられる。



図1 BSE 発生前後における飼料管理体制の変化

資料) 門平睦代氏の助言により作成

1996 年春に、と畜場で牛の臨床検査に BSE 検査が取り入れられたが、2001 年 9 月 10 日以前は法的強制を伴っていなかった。2001 年春、国内の BSE 汚染の程度を見極めるためのサーベイランスを開始し、同年 9 月に国内発生の第 1 例を見つけ出すに至った。

10 月 18 日までの1か月余りの期間は、大きな消費者パニックに見舞われた期間だったが、同時に、現在の BSE コントロールの成功につながるリスク管理体制が整った期間でも

ある。反芻動物由来タンパク質の牛への給与禁止(肉骨粉などの飼料規制)や特定危険部位 SRM (specific risk material) の除去と焼却、BSE 全頭検査等である。

飼料規制は飼料法の一部改正によって 9 月 18 日になって実現したが、BSE 検査の月齢では混乱した。当初 30 か月齢以上は全て検査し、24 か月齢以上でも神経症状や全身症状が見られる牛については全て検査するとしたが、10 月 9 日にはパニック収拾のために「国民の不安解消」を第一に、政治的判断で武部厚労大臣がスクリーニング措置を 30 か月齢未満にも拡大すると衆議院で表明した。10 月 18 日から全国一斉に食肉検査所で全月齢でのBSE検査が始まり、農水省も農場でのBSEサーベイランスを徹底させ、2002 年 4 月からは 24 か月齢以上の死亡牛のBSE検査も始まった(2004 年 4 月から義務化)。

SRM は 9 月 27 日の段階では、12 か月齢以上の頭蓋(舌と頬肉は除く)、せき髄、および全月齢の回腸遠位部だったが、10 月 17 日に改正されたと畜場法施行規則では全月齢に拡大され、義務化された。また、2004 年 2 月にはせき柱が加わった。

2002 年 7 月に導入されたトレービリティ(耳票による管理)は、北海道では BSE とは 無関係に農協がモデルケースとして乳牛で既に実践していたので、肉牛生産者はトレーサ ビリティをイメージしやすかったと言われている。また、交差汚染を防ぐための飼料工場で のラインの完全分離は 2005 年 3 月に整った。北海道のと畜場では、牛を不動化させるため の電気ショック技術を順次改良し、時間を要したが、2007 年 9 月までにピッシングの禁止が完了した。

日本の BSE 感染牛は 36 例中 28 例が北海道生まれで、そのうち 24 例が北海道育ちである。また北海道外生まれの 8 例中 1 例が北海道で育っている。つまり、日本の BSE は北海道を中心に汚染が進行したという地理的特徴がある。また、日本全体で見た場合でも、英国や EU と比べ小規模な汚染だったと言われている。

下表は、BSE 陽性牛 36 例を、確認された日、出生日、月齢、品種と性別、出生地、確認検査の種類(WB ウェスタンブロット法; IHC 免疫組織化学検査; HP 病理組織検査)で経時的にまとめ、規制の状況を書き込んだものである。なお、陰性は一と表記するが陽性は+を省略し、X は判定不能や不明を表す。8 例目(23 か月齢; ホルスタイン去勢; 栃木県生まれの茨城県育ち)と 24 例目(169 か月齢; 黒毛和種; 長崎県生まれの長崎県育ち)の WB は非定型 BSE。北海道関係は灰色で示した。

表1 BSE 感染牛と管理措置の展開

1996.4.26 と畜場法施行規則一部改正:と畜場での臨床的検査の対象に BSE 追加

2001.2月 食品衛生法施行規則一部改正: EU 諸国等からの牛肉等の輸入が法的禁止

2001.4.01 農水アクティブサーベイランス

2001.5.17 厚労 サーベイランスの開始:

国内 BSE 発生又は非発生状況を確実に把握する為、と畜場で 24 月齢以上 の牛のうち、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるものを対象に、異常プリオンの有無を確認するサーベイランスを開始

		確認年月日	出生日	月齢	品種・性別	生産・出生地	確認検査
	1	20010910 千葉県	19960326	64	ホルスタイン雌	佐呂間町	WB,IHC,HP

- 2001.9.18 飼料安全法一部改正: 反芻動物由来のタンパク質の牛への給与禁止
- 2001.9.19 24 月齢以上神経症状が疑われるもの・全身症状を示すもの全頭、 30 月齢以上全頭にスクリーニング検査拡大
- 2001.9.21 英国獣医研究所 BSE 確定診断
- 2001.9.27 12 か月齢以上牛頭蓋(舌頬除く)、せき髄、全ての牛の回腸遠位部除去・焼却
- 2001.10.9 BSE スクリーニング検査拡大~不安解消の観点で厚労大臣
- 2001.10.17 と畜場法施行規則一部改正:全ての牛の頭部(舌・頬肉除く:1年間は脳と眼)、 脊髄、回腸遠位部の除去と焼却の義務化(SRM の除去)
- 2001.10.18 厚労省)と畜解体される牛(食品)のスクリーニング検査 全頭検査の一斉開始 農水省)農場での BSE サーベイランス、異常牛死亡牛届出、

擬似患畜・中枢神経症状を呈した牛の BSE 検査

2	20011121 北海道	19960404	67	ホルスタイン雌	猿払村	WB, IHC, HP-
3	20011202 埼玉県	19960326	68	ホルスタイン雌	群馬, 宮城村	WB, IHC, HP

2002.4.1 24 か月齢以上の死亡牛 BSE 検査の実施(全てではない)

2002.6.14 法律第70号:牛海綿状脳症対策特別措置法:

2002.7.4 トレーサビリティ導入

4	20020513 北海道	19960326	73	ホルスタイン雌	北 音更町	WB, IHC, HP			
5	20020823神奈県	19951205	80	ホルスタイン雌	神,伊勢原市	WB, IHC, HP-			
2003年7月 食品安全委員会設立~プリオン専門調査会									
6	20030120和歌山	19960210	83	ホルスタイン雌	北 標茶町	WB, IHC, HP			
7	20030123 北海道	19960328	81	ホルスタイン雌	北 湧別町	WB, IHC, HP-			
8	20031006 茨城県	20011013	23	ホルスタイン去	栃木、塩谷市	<i>₩B</i> , IHC−,HP−			
9	20031104広島県	20020113	21	ホルスタイン去	兵庫、氷上郡	WB,IHC-,HP-			
10	20040222神奈川	19960317	95	ホルスタイン雌	神,秦野市	WB,I HC, HP			
11	20040309 北海道	19960408	94	ホルスタイン雌	標茶町	WB, IHC, HP			
200	2004.2 月 SRM にせき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼、尾椎を除く)含める								

2004.4 月 24 月以上死亡牛 BSE 検査義務化

12	20040923熊本県	19990703	62	ホルスタイン雌	熊本,泗水町	WB, IHC, HP
13	20040923奈良県	19960218	103	ホルスタイン雌	北 士幌町	WB, IHC, HP
14	20041014 北海道	20001008	48	ホルスタイン雌	北 鹿追町	WB, IHC, HP
15	20050226 北海道	19960815	102	ホルスタイン雌	北 本別町	WB, IHC, HP
16	20050325 北海道	19960323	108	ホルスタイン雌	北 天塩町	WB, IHC, HP

2005.3 月 飼料工場:ラインの完全分離

17 | 20050408 北海道 | 20000911 | 54 | ホルスタイン雌 | 北 音更町 | WB, IHC, HP

2005.5 食品安全委員会:全頭検査見直リスク評価。検出限界未満(20月齢以下)の牛を検査

対象からはずしても、リスクは非常に低いレベル上昇するだけ

18	20050512 北海道	19990831	68	ホルスタイン雌	北 砂川市	WB, IHC, HP
19	20050602 北海道	19960416	109	ホルスタイン雌	北 別海町	WB, IHC, HP-

20	20050606 北海道	20000812	57	ホルスタイン雌	北 鹿追町	WB, IHC, HP-				
200	2005.8 検査対象月齢 21 ヶ月以上に変更(第一次 BSE 管理措置の変更)									
	・地方自治体自主検査国庫補助(3年~08年7月)									
	・厚労省 20 未満検査補助打ち切り:自治体予算で自主検査続行(08 年 8 月~)									
21	20051210 北海道	20000213	69	ホルスタイン雌	北 千歳市	WB, IHC, HP-				
22	20061023 北海道	20000901	64	ホルスタイン雌	北 別海町	WB, IHC, HP \times				
23	20060315 北海道	20000708	68	ホルスタイン雌	北 中川町	WB, IHC, HP				
24	20060317長崎県	19920210	169	黒毛和種 雌	長崎, 壱岐市	<i>WB</i> , IHC, HP				
25	20060419岡山県	20000418	71	ホルスタイン雌	北 枝幸町	WB, IHC, HP-				
26	20060513 北海道	20000811	68	ホルスタイン雌	北 今金町	WB, IHC, HP \times				
27	20060519 北海道	20000820	68	ホルスタイン雌	北 豊頃町	WB, IHC, HP				
28	20060811 北海道	19991121	80	ホルスタイン雌	北 幌延町	WB, IHC, HP-				
29	20060928北海道	20000624	75	ホルスタイン雌	北 幌延町	WB, IHC, HP				
30	20061113 北海道	20010628	64	ホルスタイン雌	北 千歳市	WB, IHC, HP \times				
31	20061208 北海道	19991112	84	ホルスタイン雌	北 鹿追町	WB, IHC, HP-				
32	20070205 北海道	20010826	65	ホルスタイン雌	北 帯広市	WB, IHC, HP				
33	20070702 北海道	20000621	84	黒毛和種 雌	北 幕別町	WB, IHC, HP \times				
200	7.9 北海道:ピッ	ッシング全て	廃止(遁	<u> </u>						
34	20071227北海道	19920701	185	黒毛和種 雌	島根	WB, IHC, HP-				
35	20080320北海道	20001012	89	黒毛和種 雌	北 平取町	WB, IHC, HP				
36	20090130 北海道	20000805	101	ホルスタイン雌	今金町	WB, IHC, HP				

2) 規制の見直し

2003年7月に、食品安全基本法に担保された食品安全委員会が発足し、プリオン専門調査会が動き始めた。2005年5月の食品安全委員会によるリスク評価「生体牛におけるプリオンの蓄積度、食肉の汚染度は無視できるか非常に小さい」を受けて、国は同年8月から、検査月齢を21か月齢以上に変更した。しかし、2008年7月までの3年間をモラトリアム期間とし、国は地方自治体による20か月齢未満の牛の検査費用を補助し続けた。2004年以降の国や地方自治体のBSEリスクコミュニケーション/意見交換会では、国民は中々安心せず、地方自治体は2008年以降も独自予算で全頭検査体制を維持した。

OIE は、飼料規制や SRM の除去等のリスク管理が有効に機能したとして、日本を 2009年に「管理されたリスク国」と、2013年5月に「リスクのない国」と認定した。飼料規制後8年以上が既に経過し、死亡牛の検査をしてから7年以上経ち、2002年1月13日以降生まれの牛を最後に11年間、それ以降に生まれた牛にBSE発症がなかったからである。

2011 年 12 月に、小宮山厚労大臣が BSE 検査を 30 か月齢に変更した際のリスク評価を 食品安全委員会に諮問した。結果として、プリオン専門調査会の議論を経て、と畜の検査対 象は 2013 年早々に 30 か月齢超になった。このとき 2005 年の見直しと同様、国外措置も 同時に評価され、輸入牛肉は 30 か月齢まで引き上げられることになった。WTO 自由貿易 ルールの衛生植物検疫措置に関する協定(SPS 協定)に従えば、30 に引き上げないことは 過剰規制ではないと、科学的なリスク評価に則り示さねばならなかった。

2013年1月~2月、東京、大阪、札幌で30か月齢での線引きに関する厚労省、食品安全委員会の説明会があり(札幌では北海道との共催)、経過措置として21か月齢以上30か月齢未満の自主検査に対し当面国費補助を行う、②さらに高い月齢でのリスク評価に基づく管理措置が決まるまでは補助する、という内容だった。

プリオン専門調査会は30か月齢での評価を終えるや、国内措置に関してのみ48か月齢で線引きした際のリスク評価に取り組まされた。電光石火の早業で、2013年4月に国内措置のみの評価として、48か月齢超に引き上げられた。国はパブコメの後で、7月から新しい管理措置を発動するとした。

さて、北海道の対応は2012年夏から始まった。先ず北海道は、北海道食の安全安心委員会に「BSE 専門部会」を設置した。次いで、北海道は同委員会に「北海道が行うBSE 検査のあり方についての提言」のとりまとめを求めた。BSE 専門部会は2012年11月から2013年4月24日までの間に3回開催され、平成24年度最後の北海道食の安全安心委員会は4月24日午後に開かれ、午前の専門部会の提言案をブラッシュアップした。

下表は、国内措置と国外措置に分けて、管理措置の変遷を経時的にまとめたものである。

表 2 BSE 管理体制の変化

		国内措置(国産	生肉)		[国外措置(輸入牛肉)
	全頭検査体制	実質的全頭検査体制	新体制へと	新体制	-	▲英国·EUは1996年3月以降
	2001. 10 ~ 2005. 07	2005. 08 ~ 2013. 03	2013. 04 ~ 2013. 06	2013. 07	2003. 12 2005. 11	輸入 禁止(BSE蔓延国) ▲米加 輸入禁止
BSE検査 の ●対象月齢	●全月齢 (国費)	●21か月齢以上 (田胥)	●30か月齢超 (国費) ・・・酸間は	●48か月齢超 (国費)	2005. 12	▲20か月齢以下 米加牛肉輸入再開 米国産一時停止措置
~ \36\/18P		●21か月齢未満 (都道府県の予算)	・・・・・ 除同は 当面国費 ●都道府県は全頭 検査体制維持	●全国一斉 全頭検査体制 の終了	2013.01	2006. 01~2006. 07 危険部位混載事例発生 ▲英国·EUは禁止
SRM除去 (焼却)の	●全月齢 ◎頭部 舌-類肉以外	●全月齢 ◎頭部 舌・頬肉以外	●全月齢 ⑤扁桃 ⑥回腸遠位部	●全月齢 ⑤扁桃 ⑥回腸遠位部	2013. 2	●30か月齢以下輸入 米国産 カナダ産
●対象月齢 ◎対象部位	回せき随 回扇機 回回腸遠位部 回せき柱	●せき随● 島桃● 回腸遠位部● 世帯され	●30か月齢超	●30か月齢超	+	●EUの一部国 ※30か月齢以下の輸入 フランス
	(途中から)	(2013年2月から、 全月齢ではなく30 か月齢超(こ変更)	舌・頬肉以外・ 扁桃を除く ®せき額 ®せき柱	舌・頬肉以外・ 扁桃を除く ®せき髄 ®せき柱		※12か月齢以下輸入 オランダ 順次健康影響評価始まる

3. マルチステークホルダー対話による「BSEの振り返り」

1) 開催趣旨(目的)と概要

(1) 開催趣旨

BSE 対策が大きく変更され 1 年半が経過したいま、この 10 年の間に様々な形で行われた「BSE リスクコミュニケーション (知識が不確実で、ステークホルダーが多い問題)」を各自の視点で振り返ることにより、過去の BSE リスクコミュニケーションが抱えていた問題の諸相を顕にし、将来の BSE リスクコミュニケーションにつながる論点の共有と将来的課題を検討する。

(2) 実施要領

【日時】2015年1月24日(土) 10:30~16:00

【会場】独立行政法人科学技術振興機構(JST) 東京本部 4 階会議室 (東京都千代田区四番町 5 - 3 サイエンスプラザ)

【主催】北大農「リスコミ職能教育プロジェクト」

(文部科学省リスクコミュニケーションのモデル形成事業 H26 採択)

【協力】JST 科学コミュニケーションセンター

【課題】BSE リスクコミュニケーションって何だったのだろう?

~将来の BSE 的問題を社会が考えるためのヒントを求めて~

【手法】マルチステークホルダー対話

~異分野・異業種・異領域からの参加者による「未来に向けた対話」~

(3) 概要

①タイムスケジュール

開会あいさつと本日の手順の説明後に、本日の対話を企画するきっかけとなった現プリオン専門調査会委員でもある門平睦代氏の問題意識を述べてもらい、次いで、初代プリオン専門調査会座長の吉川泰弘氏にリスク評価とリスク管理及びリスクコミュニケーションの狭間でのご経験を踏まえて回想していただいた。その後、対話参加者に、「各々にとって BSE リスクコミュニケーションとは何だったのか」という視点を持ち込んでもらいながら、各自の経験を話してもらった。

その上で対話参加者は、3種類の論点―「これまでのBSEリスコミの自分が考える問題点」「BSE問題に関する今後の論点や課題点」「(類似した問題が起こるかもしれない」将来への問題点と課題」―を書きだし、各意見の構造化を行った。さらに、ドットシールを使って各意見に順位付けを試み、高順位のものの中から、本日の議論の論点を決めて、論点の行く先を各自の視点で語り合った。なお、論点は「リスクコミュニケーションのあり方」という大枠の中で、「誰がリスクコミュニケーションを進めるのか」、「情報の出し方」、「リスクコミュニケーションの限界」に決まった。

意見交換の後に、議論を踏まえて未来への意見を書きだしてもらい、小林が貼り出され可 視化されたものを読み解き、平川氏がコメントを述べた。最後に、吉崎氏が午後の議論部分 を絵解きし感想を述べた。

②対話結果のサマリー

リスクガバナンスの視点から、「段階的にリスク管理を変えていくものには最初にロードマップの提示が必要」という考え方が共有された。

リスクコミュニケーションの場のあり方として、リスクコミュニケーションは「結論を出す場」ではなく、「多様な意見が出て、それを各主体がどう自分たちの仕事や普段の行動にも結び付けていくかという、そういうコミュニケーションの場」である、との認識が共有された。また、「リスコミのやり方(形式・手法・規模・誰がやるか)」は、「平時と緊急時も含めて1つではなく多様だ」という点が参加者間で認識された。従って、「リスコミは片手間では無理だ」ということになる。リスコミのあり方としてはトップダウン型もあればボトムアップ型もあろうということになる。

リスクコミュニケーションの解釈にばらつきがあるのは当然だとしながら、リスコミの 場をつくるに際しては、リスコミの目的がぼやけるとリスコミの意義自体もぼやけると警 告した。これは、何のためのリスコミなのかによって、つくられる場が持たされる意義も自 ずと異なるということである。

誰がリスコミを行うのかという難問に関しては、「社会科学分野の人を中心とした人材育成、継続的に担う組織が必要」と語られ、そのためには、「リスコミを進めるそれぞれの立場の人達のコミュニケーションの深化」や「パニックにならずクールに考えられる日本人の育成(中長期的には食育の充実)」が必要だとなった。

上手くいっているリスコミのベースには、「日常的な情報発信なり交流というものが」備わっていると見ている。BSEで考えれば、「病畜から死亡牛までを含み、生産から食卓、流通、すべての人がすべての立場のその声を集められるような仕組みづくり」が必要だとした。そのためには、「情報をしっかり公開すること」が大切で、今後の課題は、「情報の公開、提供、発信といったことを考えること」だとした。

③平川氏からのコメント概要 ~不安の背後にあるものと大事な論点~

リスコミはバベルの塔のごとくみんなそれぞれの言葉でそれぞれの思いで、それぞれのイメージで語っていてなかなか 1 つにまとまらない。けれども今日、この場で皆さんの議論を通じて見えてきたのは、さっき小林さんがまさにおっしゃったようにだんだんそれのピースが固まってきて、ちょうどばらばらだったジグソーパズルのピースが固まって、だんだん全体像が見えてくると。

不安の背後には4つ「不」―不確実性、不可逆性、不信、不満―があると述べた。不確実性とは、「未知のリスク・知られざる無知」「立証困難な過去の因果関係」「作為・技術の可謬性」に関する懸念である。また、声を聞いてもらえない不満に加え、決定に参加できないことへの不満も大きいという。論点を4つ示した。1つは「平時の備え・緊急時の情報発信」であり、2つ目はコミュニケーションの問題はコミュニケーションだけでは解けず、行政との関わりが重要になり、「コミュニケーションと管理と評価の連携」が必要になるという。3つ目は「ゼロリスク問題をどのように考えるか」であり、ゼロリスクを求めがちなのは日本人に限らないと述べ、各自が「リスクを管理する主体」となり「自分事」にすることが

肝心であると指摘された。そのために必要なのは情報であり、その適切な情報を得るためにも管理との連携が重要で、平時では双方向的・参画的取り組みが必要だとした。

4つ目は「規制緩和の仕方と誰がリスコミを担うかの問題」である。重要なのは、ロードマップを示して戦略的・原則的に取り組み、規制の有効性や事実関係についての理解を共有し、各セクターや組織でリスコミを担い、経験を共有し学習することだと述べた。

2) 開催に至る経緯

(1) 時間軸の中で

2015 年 1 月 24 日 (土) に開催された BSE マルチステークホルダー対話 in 東京は、5 つの対話場を積み重ねた結果として実現したものである(ステークホルダーを今後 SH と表記することがある)。なお、以下の機関からの助成を受けたプロジェクトの中で行われたものや、JST 科学コミュニケーションセンターの助力を得ながら北大農・小林ー吉田 G として行ったものもある。これらのプロジェクトを通して実践した先行的取り組みを、下表にまとめた。

表3 先行プロジェクトの実施経過

名称	回数・時期・開催	目的・手法等	結果	主催等
20.61.	地	110 1104	かロンベ	工匠石
	8回:	・当時の情報・感情の共有	非公開記録の公	·RIRiC
振り向けば、	2010年1月	・寝た子を起こすな、に挑戦	開化	・行政
未来	~11月 (7回)	➡公開での議論可能性探索		オブザーバ
	2011年12月7	・聞きあう&語る&語り合う	議論可能性	参加
	日	• 非公開		
	带広畜産大学			
	1回:	・全頭検査の効果と限界の議論	・誰が口火を切	同
	2010年12月11	1. 講演会+専門家 Q&A	るのか。	協力:
BSE 熟議場	日	2. 参加者間の意見交換		北大農学研
in 北大		吉川泰弘氏、道庁、北海	・ボトムアップ	究院
	北海道大学農学	道新聞記者 3 人の鼎談	方式リスコミの	札幌市
	部の大講堂	を聞いた後で意見交換	可能性	北海道
	&旧昆虫学教			
	室			
	1回	・2013 年 1 月 13 日以降 BSE	全国一律全頭検	同
BSE 熟議場	2012年7月7日	清浄国入り可能性という状	查見直/飼料規	協力:
in 帯広	帯広畜産大学	況下での、BSE対策に関する	制継続/全月齢	帯広畜産大
		シナリオ選択会議	SRM 除去/24	学
			死亡牛 BSE 検査	
	2013年1月17	・国の規制緩和作業を背景に、	・飼料規制が有	· RIRiC2/
BSE 熟議場	日	BSEリスク問題を再考する。	効であったと納	\cdot JST \cdot CSC
in 帯広	道総研 (新得) 畜	・共感点や対立点の明確化	得	・行政オブザ

SH 会議	産試験場/	見学会(畜産試験場+帯広畜	・残る不安は、	ーバ
	帯広畜産大学	産大学農場) 付き	SRM の変更	協力:
	同大学農場			帯広畜産大
				学
BSE マルチ	2014年1月24	BSE 管理措置変更に伴う不安	参照	・小林-吉田
SH 対話	日	を減らしながら、それぞれにと	http://riric2.	G
in 北海道		っての課題を整理、共有し、今	blog.fc2.com/	・統合実装・
	北海道大学農学	後の解決につなげる		CSC
	部			• 農学研究院
	の中講堂			・行政 公開の
				場に
BSE マルチ	2015年1月24		http://wptest.	• 本企画
SH 対話	日		stxst.com/check-	・SH として行
in 東京	サイエンスプラ		design/voedtonf	政も参加
	ザ内の JST 東京		rc/	
	本部			

※プロジェクト名

RIRiC アクターの協働による双方向的リスクコミュニケーションのモデル化研究 助成先 JST/RISTEX 社会技術研究開発センター (2009.10~2012.9) 代表 飯澤理一郎 (吉田が参加)

RIRiC2 市民参加型で暮らしの中からリスクを問い学ぶ場作りプロジェクト 助成先 JST/CSC 科学コミュニケーションセンター (2012.8~2013.3) 代表 小林国之 (吉田が参加)

統合実装 RIRiC を含む RISTEX プロジェクトの統合型活動(吉田が参加)

本件を企画するに至った理由は、帯広畜産大学の門平睦代氏との意見交換の積み重ねの中にある。疫学研究論文の中には「百万頭に1頭弱、と発生数は非常に少ないが、2015年まで(高齢の)陽性牛が見つかる可能性は存在する」というものがあるそうだが、管理体制が機能しているので見つかったとしても問題が起きるわけではない。しかし、清浄国になったと言ったのにBSEが出たじゃないかと、メディアや様々な人々が不安を煽るような行動を取りはしないだろうか。いや、リスク問題に絡んで、知識が不確実で、ステークホルダーが多い問題が発生した場合、つまり、将来のBSE的な問題に対し、BSE問題での一連の経験は役立つのだろうか。リスクコミュニケーションのあり方はどうであろうか。そのような議論を重ねた。

(2)対話デザインの確定

2014年1月に開催したBSEマルチステークホルダー対話 in 北海道では、SHとして、北海道農政部のBSE対策担当課長や食の安全推進局局長、北海道消費者協会専務理事及び毎日新聞記者を核にして酪農家と消費者運動をして来られた方の6人を迎えた。科学者あるいは専門家は含まれていない。

公開で行われたが、傍聴者に発言を認める構成にしたので、傍聴者は一般公募ではなく招待状を送った中から選出した。新管理体制施行後半年が経過した時点での、現状に関する事実確認を行い、リスク管理措置に関する現状での課題と不安及び解決と今後についてまとめた(http://riric2.blog.fc2.com/)。

さて、本件はリスクコミュニケーションのあり方に関する議論を行うことにし、リスク管理措置に関する議論は念頭においていない。また、公募による一般傍聴者も招待状を送った中からの傍聴者の選出も行わなかった。「BSE リスクコミュニケーションとはいったい何だったのだろうか」と考える場にしたいという開催コンセプトだったので、ステークホルダーを12名前後選出して、その中での議論の深化を優先した。そのために、当日非公開で行うことにし、報告書も発言者が誰であるかが特定されないようなものにすることにした。

ステークホルダーも、文部科学省の安全・安心科学技術及び社会連携委員会による報告書『リスクコミュニケーションの推進方策(平成26年3月27日)』に掲載されている「リスクコミュニケーションの類型枠組み」中の5種類のアクター「市民、行政、専門家、事業者、メディア」の分類を参考にした。

しかし、バランスの取れた構成にするのは中々難しく、メディアは開催直前になってやっと決まった。また、行政は北海道農政部以外の参加はなかった。11 月下旬から食品安全委員会に参加を打診し何度も交渉を重ねたが、最終的に 1 月 6 日に欠席という返事をもらった。理由は 2 点あり、一般傍聴者のいない非公開の意見交換会への参加は難しいということと、食品安全委員会はリスク評価機関でありリスクコミュニケーションやリスク管理機関ではないということであった。当初の BSE 問題には食品安全委員会は関与しておらず、今回の対話がリスク管理措置に関わるものと思われるために欠席するというものであった。厚労省も一般傍聴者なしの非公開会合には参加しないというものであった。

リスコミ職能教育プロジェクトが掲げた今回の対話の目的は、「BSE リスクコミュニケーション(知識が不確実で、ステークホルダーが多い問題)」を各自の視点で振り返ることにより、過去の BSE リスクコミュニケーションが抱えていた問題の諸相を顕にし、将来の BSE リスクコミュニケーションにつながる論点の共有と将来的課題を検討する、というものである。

(3) 最終形態

【プログラム】

●開会(主催者開会あいさつと本日の手順) 10:30~10:40 1. 問題提起 帯広畜産大学 門平氏 10:40~10:45

2. 語る

(1) リスク評価・管理・コミュニケーションの狭間で ~回想:吉川泰弘氏~

 $10:45\sim11:00$

(2)「各自にとっての事実」認識の振り返り

~私にとって「BSE リスクコミュニケーション」とは何だったのか~

 $11:00\sim 12:10$

3. 書き出し 12:10~12:25

「何だったのか」「来し方の問題点」「今後の論点」書き出し・貼付けA

●ランチミーティング (休憩の合間に各自 A の確認)

 $12:25\sim 13:15$

※各自3枚のドットシールで投票 赤 (対話者) 青 (傍聴者)

4. 語る

(1) 論点を決める作業: 論点の整理をし、話し合う論点を選出

 $13:15\sim13:40$

(2)論点を巡る語り合い:論点の「行く先」を各自の視点で語り合う

 $13:45\sim 14:55$

(3) 書き出す 14:55~15:00

●休憩 10 分

5. まとめの作業

 $15:10\sim15:50$

- ●全員作業
- ●可視化されたものを読み解く・報告する(小林国之)10分
- ●コメント(平川秀幸氏) 15分
- 6. 会議のスケッチと門平コメント 15:50~16:00
- 7. 挨拶と閉会宣言 16:05

【参加者】

- ●対話参加者 (五十音順)
- 1. 大石 記義 氏 生活協同組合ユーコープ 政策企画部 商品・環境政策課長
- 2. 小笠原 徹 氏 技監 同上
- 3. 陰山 聡一氏 地方独立行政法人北海道総合研究機構

農業研究本部畜産試験場 主幹

- 4. 梶木 富美恵 氏 神奈川県食肉衛生検査所 所長
- 5. 河田 徳二氏 株式会社北海道畜産公社 業務部 業務部長
- 6. 小林 喜一 氏 全国食肉事業協同組合連合会 専務理事
- 7. 高橋 博則 氏 東京都芝浦食肉衛生検査所 所長
- 8. 中村由美子 氏 酪農業 (千歳市農業委員会委員)
- 9. 西 英機 氏 北海道農政部畜産振興課 課長
- 10.三井 誠 氏 読売新聞東京本社科学部記者
- 11.山際 睦子 氏 元北海道食の安全安心委員会副委員長
- 12.吉川 泰弘 氏 千葉科学大学 副学長
- ●問題提起者

門平 睦代氏 带広畜産大学 教授

●コメンテーター

平川 秀幸氏 大阪大学コミュニケーションデザインセンター 教授

●スタッフ

• 主催者側

小林国之主催側代表 & 本日の読み解き吉田省子総合司会 & ファシリテーター

正木 卓 会場設計 & サブファシリテーター

堀 浩子 ロジスティクス & 録音 & 録画 & 撮影

委嘱

上園 智美氏 サブファシリテーター(北大 CoSTEP 5 期生)

吉崎 理華氏 絵解き制作(東レリサーチセンター)

・協力

石川 知宏氏 会場設計 & 会場責任者&ロジスティクス

JST 科学コミュニケーションセンター 副調査役

●傍聴者

広田 すみれ氏 (東京都市大学)

山口 健太郎氏 (三菱総合研究所)

神田 俊一氏(文部科学省人材政策課)

3) 各自の振り返り

(1) 発端:問題提起「BSE リスコミって何だったのか」(門平睦代氏)

要点1 全頭検査神話と信頼関係

全頭検査神話が存在している。「検査すれば安全」と言った、ある大臣の発言を信じている国民が多く、科学的にリスクはないと評価されても、すべての都道府県が全頭検査を継続した。食品安全委員会によるリスク評価の結果が国民に受け入れられなかったことによる社会現象である。しかし、現在では、全頭検査は行われていない。健康な牛の検査対象年齢は、48ヶ月齢以上となったが、どれくらいの国民がこの事実を知っているのであろうか。もし、新たな BSE 陽性牛が見つかり、一この牛は間違いなく 48ヶ月齢以上だと思うが一政府が「48ヶ月齢以上は検査しているのだから陽性牛が見つかった。だから、安心してください。」と説明した場合、国民は、納得するのであろうか。国に裏切られたと、国民の国への不信感が増すのではないかと心配している。如何であろうか?

どのくらいの人が今そのこと (BSE 検査が全頭ではなく 48 か月齢超に変更された) を知っているのかという疑問があります。

あれっ、何で? 全頭検査をしていたはずじゃないの、そんなこと(変更されたこと)を ちゃんと教えてくれなかったのではという、ちょっと不信感が募るのではないか、それが最 初の私の心配しているところ

要点2 不完全なスクリーニングテスト

上述の全頭検査神話にも関連しているが、全頭検査に使われているテストはスクリーニングテストのひとつであり、陽性なのか陰性なのかを短時間で判断するために有効な方法である。病気が多くの牛に発生している(つまり、リスクの高い集団を対象とする)場合には、スクリーニングテストは役に立つ。しかし、有病率が下がると擬陽性などの結果が多くなり、検査の一回目で正確に陽性陰性を判断することが難しくなる。科学者でもこの事実を知らない人が多い。このような知識が市民に普及することは大事だと考える。だが、そのためにはどうしたらいいのだろうか? まずは、科学者間で知識を共有し議論することが肝心だと思うが、では、市民への普及の仕方は一体どうすべきであろうか?

要点3 双方向のリスコミは感染症対策のひとつ

リスコミは政府職員、科学者、業界、市民などすべての関係者が協力して行うべきである。 リスコミを、情報の伝達だけと思っている関係者が多いので関心が薄いのかもしれない。実 は、感染症対策として一般的に使われる、診断、治療、予防のためのワクチン開発などと同 じくらい役に立つ。たとえば、感染症情報を理解した住民が多くなれば、むやみに移動し感 染を広げることもなくなり、政府職員が見つけにくい情報の提供もしてくれるようになる。 双方向のリスコミは、リスク評価の最初の段階から市民を参加させることで可能になるの ではないか。また、リスク管理方法を決める段階では、肉の処理や流通に関わる人々が意見 を出せるような場を作ることも有効ではないか。だが一体どうやったら可能になるのだろ うか?

やはりリスコミの重要性を関係者がもっと理解し、リスク評価の段階はプリオン専門委員会の専門家だけじゃなくて、やはり一般の市民が入れるような方法を考えていかなくちゃいけない。結果が出て情報を伝えるだけではなくて、最初の段階から入り込まなければ、やはり双方向って成り立たないんじゃないかなと思います。

(2) BSE リスクコミュニケーションとはなんだったのか

「評価と管理の狭間で」(吉川泰弘氏)

<スライド2:日本の vCJD 評価で得たもの>

- ・プリオン調査会は食品安全委員会をつくるきっかけになったということで、責任の重い調査会だった。リスク評価をするということがどういうことなのか分からなかった。
- ・先ず、リスク管理側から諮問があったわけではない「今後何人変異型クロイツフェルト・ ヤコブ病が日本で出るだろう」というテーマを決めて分析した。イギリスのデータを外挿。
- ・対策を必要として勧告するなら、それはリスクコミュニケーションを経てリスク管理の行 政が決定すべきであって、リスク評価をする方ではないという認識で始めた
- ・科学的評価に基づいて政策決定を行おうという考えが国際的に広がってきて、その中で食品に関してもリスク評価に基づいた管理措置を取ろう。(差が出た時)科学に戻ってどちらが正当かという考え方でいこうという戦略で、そのベースになるのが科学としてのそのレギュラトリーサイエンス。

<スライド3:国内見直し評価で失った信頼>

- ・21 カ月の見直し問題:科学者は、21 カ月以上、20 カ月以下ではまだ脳まで来ないので、当時の検査方法では検出できないから、特定危険部位を取るしか方法はないと、調べても無理だというのが結論だった。
- ・立法府がすでに 3 年間の延長を決めた上で評価を求めてきたものですから、評価に基づく管理というよりも、管理を決めてお墨付きを評価にもらうというような立場になった。
- ・3 年後問題になりますよと言って結局その通りで、全頭検査がずっと続く格好になった。
- ・専門家の行ったリスク評価というのは、ほとんど消費者に理解されなくて、全頭検査を続けると。
- ・メディアは、これは次に来る米国産牛肉の前座の評価であるというネガティブキャンペーンを張って、最終的にはリスク評価そのものが政局マターになって、民主党と自民党の駆け引きになってしまったという苦い思い出です。

<スライド4:米国カナダ産牛肉の評価で得たもの>

- ・自分の国が相手の国に対して、お前の国はこれだけリスクがあるから、こういう条件が必要であるということを、諮問を受けてやり始めました。
- ・リスク管理側もアメリカで流通している牛肉と日本の検査をしている牛肉のリスクが同じじゃないというのは、日米行政互いに感じていた
- ・リスク管理側から来たのは、20 カ月以下に限るということと、アメリカで実施していない 20 カ月以下では、この危険部位を取るという 2 つの条件を付けたら、科学的に日本の流通肉と輸入肉は同等かという質問だった。実績のない仮定を前提にして評価が可能かというところで意見は割れた。
- ・科学的同等ということは仮定を入れた評価としてはできないという回答を前半で出して、 しかし、それでもそれを守るなら輸入可能かという質問を答えなければならないので、仮定 を含めたリスク評価で順守されるならリスクの差はそんなにないだろうと答えた。
- ・輸入再開後すぐに脊柱の混入があって、結局、米国側がシステムエラーということで半年間全システムを見直すということで、再々輸入というような格好になった。
- ・アメリカと日本は屠畜上の認可システムもまったく違う。トップダウンでいくかボトムアップでいくか、あるいは BSE に対する両国の消費者の認識の違い、ハード、ソフトの違いというのを同等というか、同じ土俵で定量的に評価するというのは非常に難しい。
- ・リスク評価というのはピュアサイエンスではない、純粋な科学ではないというのは徐々にみんな分かってはきたんですけど、やってみると非常に難しいという印象。

<スライド5:日本のBSE リスク管理>

- ・(2005年の) 我々のときは BSE の潜伏期が長いので、本当に管理措置が有効かというのをなかなか見極めないので、結局は汚染が続いているかもしれないという評価をしてきたんですけれども、(2012年の) 最後の評価のときはもうすでに 10年以上たって、(BSE の蔓延が) 止まったかどうかということを理解できるところまで来たと私は思いました。
- ・もしあのとき(2001年のサーベイランスで9月に)1頭目が見つからないで日本は大丈夫ということで何もしなければ、たぶん2004年をピークに繰り返していった(だろう)。

- ・2001年の最後に全法律を決めて、日本が驚異的に農家も食肉処理場も流通・販売も飼料工場も本気で守った。(完全に守られたから)赤の線に振れた。従って 2002 年から後に生まれた牛が汚染しているということはあり得ない。
- ・非定型のが高齢牛で出るということを考えると、全部の検査はやめられないけれども。
- ・汚染が止まった上で、どこまで検査をするかと国民に伝えなきゃいけない。

< スライド 6:BSE の危機管理の難しさ>

- ・BSE の危機管理の難しさは 2 つあります。1 つは感染症というのは化学薬品と違ってリスクは変動する。(リスクが)上がってくるときは目に見えますから、きつくすることに対しては評価者も管理者も消費者も納得できるがど、問題はレギュレーションがうまくいって規制緩和をするというところ。これは言い出した人が責任を取らなきゃならないということに。
- ・BSE みたいに、(措置が)本当に有効かどうかというのが分かるのに 5~6 年かかるというタイムラグがあるということ。なかなか勇気を持って規制緩和はできない。しかし、次から次に来る感染症にトップレベルの規制を持ち続けるということは、社会を破綻させるということになります。
- ・うまく押さえ込んで緩和するソフトランディングというテクノロジーが危機管理の本質 だろうと、感染症についてはそう思っています。

<スライド7:BSEのリスコミの問題>

- ・マスコミの問題、リスコミの中の一番主要な部分ですけど、振り返ると安全神話が崩壊して消費者の不信が起こった。最初は予測ミスである農水省への不信から始まって、肉骨粉を食わしたという共食い理論で生産者への不信。そして虚偽申告、表示があって輸入・加工・流通業者を不信して、最後に科学者が、科学にも限界があると言った段階で消費者は何も信じられないと、これをメディアが不安のキャンペーンとして煽る。
- ・新しい安全神話をつくる。それには過剰の規制とパフォーマンスを見せるという行政と政治家(の話)になる。その結果として全頭検査は継続されるし、政争の具になって御用学者論で科学評価というのは否定されて、評価は停止するということになったと。

<スライド8:食品安全委員会を振り返って>

- ・(リスク評価の結果を) リスクコミュニケーションとしてパブリックコメントを求める。 あるいは透明性のために全審議過程は名入りで記録を公開するという、かなり劇的なこと をしてくるわけですけど、なかなか科学者の意見がそのまま一般市民に同意するというこ とはあり得ない、かなりずれる。
- ・問題は、それを (パブコメなどを通して帰ってきたものを) 安全委員会が専門委員会に戻すことだ。
- ・ヘテロな意見として返ってきたものを再評価するのは、食品安全委員という 7 人の専門家がいて、ここから総合評価をして答申するというルールにすれば、もう少し食品安全委員会のリスク評価としての、さっきのリスコミを含めた重みを持てたのではないか。
- ・ここ(食品安全委員会)はヘテロ。医学、薬学、獣医学、メディア。本当はここに消費者

代表も入れるべきだったと思います。

・脳死の臓器移植のとき、脳死の判定に関しては医学の専門がやりましたけど、その是非に 向かっては哲学とか宗教家を入れた議論をしたわけで、そういうシステムをつくればよか ったなと思っています。

<スライド9:情報の公開とメディア>

・メディアの伝え方というのはエキセントリックになってしまって、なかなか科学者の言うことを聞いてくれないと。うちらの伝え方も悪いというところはあるのかもしれないと、そんなところを振り返ってきました。

<スライド 10:>

- ・たくさんの経験をさせてもらいましたし、今、危機管理学という学問、動物危機管理学というのを教えているんですけど、その出発点はBSEだったように思っています。
- ・昨日、電車の中で BSE をさらに追っている研究者と話をしたんですけど、1 歳半の 3 頭に BSE 乳剤、10%の乳剤を 2cc 飲ませたやつが、6 年目で殺したときに脊髄まで上がってきて、今 10 年たって 1 頭目がそろそろおかしくなり始めたという話を聞いて、研究費はその間に 1 億 2,000 万円くらいあったのが、もう 2,500 万円ぐらいに削られている。でも科学者というのはそういうもので、もはやみんな忘れても、まだなぜあれが人で頭まで行ってしまったんだろうということをやっているということを、最後に伝えておきたいと思います。

(3) 参加者発言

吉川氏がプリオン専門調査会座長だった頃を回想したのを受けて、他の残りの対話参加者 11 名が各自の立場で「BSE リスクコミュニケーションとは何だったのか」を振り返って語った。予定を 20 分ほど超過して午前の部を終わり、午後の部は 15 分遅らせて 13 時 30 分に開始した。

なお、対話参加者の語りの内容は参考資料に収録されたものを参照してほしいが、実際に 語られた中から、午後の議論に繋がっていったものを中心に抜き出す。ただし、発言者氏名 等は原則伏せる。また、必ずしも話された順番ではない。

●国民の目に留まるのは、やはりマスコミからの情報、新聞だとかテレビだったと思います。そのときの情報そのものが、ある意味では不安をあおるという言い方は悪いんですけれども、例えばテレビの映像であれば、毎日夕食前にイギリスのふらふらになったその牛の映像と、イギリスのヤコブ病になった少女の映像が出ると。それで街の人に、皆さん、牛肉は食べられますかみたいな感じで聞かれている、それを毎日のように繰り返す。先ほど吉川先生も言っていましたけど、毎日のようにそれが繰り返されることによって、もう完全に牛肉に対する不信感があったと思っています。

- ●どうしてもゼロリスクをすごく求めたがるという日本人と、それからやはりすぐ目に入るメディアの影響が大きい
- (リスコミや意見交換会など) 既成事実をつくる場の提供のような、そういうような感じがちょっと見受けられたというか、消費者側としては、そう受け取っている部分も非常に多かったんじゃないかなと思っている。
- ●生協のリスクコミュニケーション委員会というのは名前の通り、消費者である組合員さんも集めて専門家の方に実際今の状況はどうなんだ、問題点は何なんだとか、そういうことを比較的大きな 150 人から 200 人の規模でやっております。
- ●リスク管理委員会というのは、ユーコープとしてどう考えるんだということでやっています。吉川先生にも来ていただきながら、実際どのような国の体制になっているのか、アメリカはどういう対応をしているのかというところもやります。そこで管理委員会などでこのような考えでということで、1番のところは終息に近づいているとか、2番のところは対策されているとか、3番、BSE の消費者の信頼を深めるためにはということで、食品安全のリスク評価のことも書いてあります。4番のところは日本向けの輸出プログラムということでやります。
- ●リスクコミュニケーションを内部でやっていますが、やはり数回やったとしても 1 回に集まる人数というのが 100 人とかそういう規模です。私どもの組合員の数に比べたら、もうほんの一握りです。いかにしてそのほかの方にそのようなことを、正確な情報をお伝えしていくのかなというのが重要かなと思っています
- ●食品に対するリスクというのはゼロではないでしょうという話なんですね。ですからどこまでそのリスクの情報を流して伝達して、それを消費者の方に判断いただくかということをして、100%そのリスクはありませんよというものは食についてはもうまったくありませんから、その辺の判断を科学者がきちんとした情報を流すということが必要であるということと、それによって、その科学者が流した情報を政治的なその判断で動かすというようなことをしてはいけないということですね。
- ●もっと積極的に分かる方がこうじゃないよ、こうだよというような知識をもっと伝える場があったら、もっと消費者としては冷静に見る機会が多くなるんじゃないかなと思っています。ですから専門家が一部の専門家じゃなく色々なところでいろいろな方が伝達してくれると、消費者側としてはもっと冷静になれるかなと思います。
- ●BSE については餌の給与の状況によって発生するものであるから、動物から動物へもうつらないという前提で考えると、きちんと整理できて説明できるのではないかなという感じがあったんですけれども、実際起きてみるととんでもない話でして、そんなものはネグレクトされて国産の牛肉はすべて危険であるというような感覚になった。

- ●平成のこの時代、翌年もそうなんですけれども、消費量が一時4割に減りました。いっとき 6割減っちゃったということですよ。非常にこれをなりわいにしている事業者たちは非常に困ってしまって何とかしなければならないと。国の方も何とかしなければいけないよという感じで、その風評被害を最小限に抑えるために、いろいろな料理番組の提供だとか、安全宣言だとか、もろもろのものをやってきた。
- ●屠畜のやり方を変えろ。これは脊柱の真ん中で背割りをするのは脊髄が飛び散るから危険だよと。脊柱が飛び散るのは、その枝肉単体なんですよ。だからその単体の検査をしてだめなものはそれは流通しないんだから、飛び散るという議論はないんじゃないですかと。飛び散るとすれば、それの処分、処理をしている作業員が一番危険なんですよ。その辺をきちんと説明しきってやりたいという思いは今でも強くあります。
- ●リスク管理とリスクコミュニケーションですがも、それぞれ独立性、これを保障した上でなんですけれど、リスク管理をそれはそれで受けてリスコミですね、これをしながらそちらの方のいろいろ出されたことも、もう1回リスク管理の方に戻しながら、そして、さらにまたリスコミをしてという、そういうようなサイクル、これがうまくつながっていったら消費者も参加型の本当の意味でのいい歯車、これができるんじゃないかなと思っております
- ●官公庁の情報はすべて公開されていないんじゃないか、もっと隠れたところがあるんじゃないか、隠されているんじゃないかと、常にそういう気持ちがあるんですね。どうしても何か後で出てくることが多いということで、まだ隠しているんじゃないかという、そういう懸念が非常にあるんだと思う。どうしても安全だよと言われても安心感が伴わないというのは、これはやはり事実だと思います。だからいろいろな方が出てきて、いろいろなことを教えてくれるといいのかなという気はいたします。
- ●その平成 13 年の(日本での BSE 発生)を今振り返ってみると、決して突然じゃなかったと思います。昭和 61 年、もうそれより 10 年以上前に英国ではもう発生していて、それから確か平成 4 年のときに BSE が一番ピークだったんですね。私の記憶があまり確かじゃないんだけれども、確か世界で 3 万 7,000 頭ぐらい発生していて、ですからもう日本の 1 歩外ではそういう事象が起きていたと。イギリスは最初確かテレビでは農水大臣が子供にハンバーガーを食べさせて、これはもう牛の病気で人間とは関連性が認められないような確か宣伝をしていた。それが平成 8 年になって、どうもイギリスで変異型のヤコブ病と関連があるんじゃないかというのでがらっと変わってきたという動きがあって平成 13 年を迎えるわけで、そういった意味では前兆としてはあったんじゃないかなということです。
- ●市場の食肉市場の中では枝肉のその食肉販売業の皆さんも何十社もいますし、それから 内臓を扱っている内臓業者さんも 30 ぐらいあるわけですね。そういった人たちの流通を変 えることになってしまう。流通の形態を変えることになって死活問題なんですね。ですの で、もうそれをやるたびに皆さんのところと、本当にもうけんけんがくがくというところで

詰めていって協力を得ていきました。

- ●食肉の安全都民フォーラムというのと食の安全調査隊、この 2 つが結構都民の皆さん、 それから消費者団体の皆さん等、いろいろと参加していただいているリスコミなのかなと いうことです。
- ●都民の食の安全都民フォーラムというのは年にだいたい 3~4 回やっています。全頭検査をやめるといったときに、この都民フォーラムの第 22 回のそのテーマとして、牛海綿状脳症というのを考えましょうというのを開きました。
- ●施策に対しての参画、これは都民の方、それから製造に携わる方もということで安全審議会というものがあります。もう 1 つが食品安全情報評価委員会、これも審議会と似たようなメンバーではございますけれども、その中でリスク評価というものをやっていっていると。地方自治体としてのリスク評価をやっていっているということになります。
- ●最初の段階ではかなり混乱があったわけですけれども、数年して、その風評被害が落ち着いてくると、全頭検査の神話というものが残って、なかなか欧米のようにロードマップを示した中で、管理のレベルを下げていくということにはできないんだなというあたりは、このことにかかわりながら疑問に思っていたところで、自分にできるのは地道に札幌の消費者協会の中には「食グループ」というのがあって、そこの方と年に3回学習会をするという中で、BSEのトピックスを繰り返しお話ししながら、私なりにできる範囲のリスクコミュニケーションというものにかかわっていると。
- ●あの発生した後の牛がよたよたとするシーンについては、普通に牛を飼っていて、お産の後の低カルシウム血症なんかでは、ああいうふうにひどくなった場合、そういう歩き方というか歩くという、移動の仕方をしてしまうような牛もあったので、それがちょっと一般の酪農家にとっても不安の要素でした
- ●だけど私たちは何かをしたわけでも、何かをサボったわけでもなく、ずっと牛を飼っていたわけです。でも消費者の立場から見ると、牛を飼っているというだけで加害者なのかな。でも自分たちは被害者でもあるよねというような感覚で、初生トクというのは小牛が生まれてすぐ、男の子が生まれたときに1週間とか10日ぐらいで出荷するんですけれども、そういうのも全部ストップしてたまっていくわけなんですよね。自分の仕事に持っていた誇りとか、そういうのが傷つけられていくような気持ちでした。
- ●近くの酪農家さんの奥さんの話をついこの間、どうだった、あのころという話を聞いたときに、自分のまだ小さい子供が熱が出て、でも酪農家だから病院へ連れていって、あなたのところは牛を飼っているでしょうと言われたら怖いと。牛を飼っているということが何か病気の原因みたいに学校で子供たち同士で話しているのを聞いたというので、非常に不安だったと言っていたので、近隣の人は酪農家さんは家族での会話も減って、お互いいつ自分

のところがそういう立場になるか分からないという状況が続いていたということを聞きま した。

- ●清浄国になったということで、獣医さんのいろいろな活動自体というか、病畜を解剖してみるとか、それから若い獣医さんが今まであんまり解剖の経験とかを持たないで現場に入ってきているというのは、牛のいろいろなところを勝手に解剖することができなくなっていたので、そういう状況で臨床獣医が育ってきているんですけれども、これからはその数値だけじゃなくて、牛の中身も知ってもらえるような獣医さんが育ってくれるのかな、というのはうれしいと思いました。
- ●報道は情報を選別して報道するのかなといつも思っています。こうすると安全だよという、ここまでこうやっているから安全だよという情報よりは、こんなにこれは危険なんだよという情報の方が、たぶん情報を受け取る側が飛び付く、面白がるという方向で流れてしまうのかなと思うので、そのためにやっぱり報道する側も、よく読んでくれるような記事にしようと思うと、危険を持ち上げるというような、そういう報道に流れてしまうのかなと思うので、そういうあたりの情報の操作を適切にできるような情報、ジャーナリストというか、育っていただきたいなと思います。
- ●リスコミに頼り過ぎたんじゃないの。もっと言えば答えを 1 つに絞ろうとしているんじゃないの。このリスコミをやったからこの答えなんだ、こういう結論なんだと国民を持っていこうとしたやり方、これがリスコミが定着しなかった部分。
- ●調べていくとリスコミによって答えを 1 つにすることではないんだと。羅針盤的な部分で、どんなリスクがどれだけあるんだろうねというのがリスコミではなかろうかと。よって、その一つ一つが解決されていくことによって最後になると。BSE で言うと、一番先に全頭検査が、そのときのリスクはそこにあった。その一つ一つのリスクが解明されていって、30 カ月なり 48 カ月になっていく。この BSE のリスクコミュニケーションというのをずっと続けていかないとだめなことだと思うんだ。
- ●48 カ月齢以上の牛がどこに一番多いと思います? 日本国内の 48 カ月齢以上の牛は、おそらく 7 割北海道にいると思います。毎日それが入ってくる。ピッシングがだめだとか 脊髄吸引をしなさいとか、そんな機械はないんだから、それをみんなで開発していく。あのとき初めて屠畜業、食肉センターというのは1つになったのかな。
- ●帯広の工場では観覧席を造って最初から最後まで見られるようなところを造ったら、年間 200 人ぐらい府県の消費者団体をはじめ大学、教育機関、そういうところがみんな見に来て、やはりこの BSE だけにかかわらず食するものだから、自分の目で見て安心できるものを食べられる、こういう環境に肉もしていかないと、この先やっぱり教育というか、伝わっていかないんじゃないのかな。リスクコミュニケーションというのは、まだまだこれから続けていかないと、この問題は解決しないんじゃなかろうか。

- ●風評被害。屠畜場では自分の屠畜場から出ると、やっぱり風評被害があるから出したくないという中で、端的に一番私が当時思ったのは病畜というのがありますけれども、これは健康牛と違ってどこか病気があって、特に一般畜よりも詳しく見なきゃならないんですけれども、この BSE 発生後、屠畜場に来る病畜の数がもう激減しました。
- ●この激減したというのは、やはり当時 BSE で全頭検査でスクリーニング検査をやりますので、そこで引っ掛かってほしくないということでの、生産者の方もあったんだろうし、それから担当されている臨床の獣医の方もあったと思うんですけれども、どうしてもこの病畜というのは肥育牛よりも搾乳牛で、もっと年のいった牛が多いんです。
- ●食用の方については厚労省の関係で、それから死亡牛については農水の方の管轄だったが、死亡牛については24カ月以上ということで、食べる方の牛よりだいぶ後から始まった。これはいろいろな体制整備だとかいろいろなことがあったと思うんですけれども、その間の、病畜はどこへ行ったのかといったら、ほとんどレンダリングに行った。
- ●吉川先生の方から、釧路の獣医師の方が自殺されたというお話を聞いていましたけれど も、発見したからということで非難を受けて自殺されたというよりも発見できなかった、自 分が見つけられなかったということを苦にして亡くなられたと伺っているんですね。
- ●どうもちょっと私は、このリスコミが形式的になっているのかなと見える。例えば、今、 食品の関係、あるいは食の関係で法律改正をするときには、厚労省が食品安全委員会に対し て諮問をして答申をもらって、リスコミをやったり何かして決めたりしていますけれども、 そういう中でパブリックコメントとかということでいろいろと出てきますけれども。もう 結論は決まっていると。結論が決まっている中でルールがこうだからやっているんだとい うような、これはちょっとうがった目で見ているのかも分かりませんけれども、ちょっとそ んなような感じがした部分もありましたので。
- ●本当にこのリスコミというものをこれから根強く、いろいろな立場の違った人が理解度も、それからいろいろな部分が違うと思う中で、いろいろな議論をしていくというのは非常に難しいことだと思うんですけれども、やっぱりもっと時間をかけて何というか、かみ砕いてやるような形に持っていかないと、ちょっとなかなか難しいのかなというような、私は感じがいたします。
- ●全頭検査を開始したときには、まだ行政にはリスク分析とかリスクコミュニケーションという概念がない時代でした。この BSE の発生をきっかけに食品安全基本法ができて、その中にはゼロリスクはない。リスク分析、リスクコミュニケーションというものが大事なんだというところが入ってきたわけです。従いまして全頭検査を開始したときには、リスク管理は一生懸命させていただきました。しかし、その後リスクコミュニケーション自体をどんどん進化させてきたと私は思っております。

- ●BSE が発生したとき神奈川県では全国の 5 頭目と 10 頭目の発生があったわけですが、そのときには当然リスク管理に追われるわけですけれども、まずスクリーニング検査陽性の段階から神奈川県は公表していくと決めておりました。これは先ほど吉川先生の方からお話はあって、それはいかがかというのはあったんですけれども、若干落ち着いてきている部分もあるということと、あと、なるべく早めに情報を隠さず、分かりやすくというところも含めてなんですけれども、出していくということが信頼に結び付きやすいということをこの中で学びました。
- ●マスコミ、記者発表をしているわけですので、その情報をどのような形で今度は国民の方、県民の方に伝えていくかというのは、今度はマスコミ関係者の責務になってきますので、そこは委ねるとして、行政としては持っている情報は全部出していく、そういうことで信頼を徐々に、1 度失墜した行政に対する信頼を少しずつ回復していったんじゃないかなとは思っております。
- ●声を出さない方の意見を、意見というか声をどう我々は聞いていくのか、そういうこと自体がこれからの問題ではないかと思っております。
- ●神奈川県では県庁の中に、そういうリスクコミュニケーションを専門にやる部署というのを立ち上げておりますので、そこが年間何十回と講座を開いたり、またキャラバンと称して場所を変えながら少人数での意見交換会をやっています。
- ●昔はシンポジウム形式で 200 人、300 人を集めてやるという形を取っていたんですが、なかなか意見の交換ができないということで、50 名規模ぐらいにいたしまして、最初に情報提供をさせていただいて、その後にグループ討議という形でファシリテーターを立てまして、そこで皆さんいろいろな立場の方がどのようなことをお互いに考えているのか、それを知ってもらうという場に変えました。
- ●そして先ほどございましたように、マスコミで流される意見がというのがあるんですが、 我々行政としてはマスコミの方にどう説明をしていくのか、これも重要なことだと思って おりますし、マスコミの使命としては行政や専門家の意見をはいそうですかと聞くのはマ スコミではたぶんないんだろうなと。
- ●そして、今までの中で学んだことは、行政としては信頼を回復するには、やはり時間をかける必要があるということで、この 10 年で見直しを行ったということは、やはりこれだけの時間が必要だったんだなと私は個人的には納得しております。
- ●一般の方に対して分かりやすく情報を提供していくということの難しさを感じております。かみ砕きますと正確ではどんどんなくなっていきます。でも正確に出そうと思えば、それこそ食品安全委員会のあの評価は一応私も獣医ですけれども非常に難しい内容です。さ

らに一般の方に分かりやすく提供するということの困難さを感じておりまして、これから そのリスクコミュニケーションのテクニックというものをどんどん学んで、いいリスクコ ミュニケーションをして、それを行政、いいリスク管理に反映させていくのが我々の責務だ と思っています。

- ●1 つ一般的なことになっちゃうかもしれませんけど、BSE の感染牛であっても、危険 4 部位を取り除いて骨格筋は流通させてもいいのではないかという、科学的な視点から見れば、それは当然のことだと思いますし、翻ってみれば、なぜそういうことにならないんだろうかということが、1 つのリスクコミュニケーションになるのかなと思うんですけれども。
- ●そこが実現しない 1 つの理由として、そこに科学的な不確実性があるのかどうかということで、おそらくこの問題については不確実性はないんだと思うんですけれども、一般の消費者からとってみれば、イギリスでは最初感染しないと言っていたのが、後から感染するということになって、科学的、科学者が言っていることがいつも正しいわけじゃないじゃないかみたいな潜在意識を持っていると、科学的に骨格筋は大丈夫だよと言っても、なかなかそう受け止めてもらえないという、科学的な意味での不確実性に疑念がある場合があるかもしれないということを感じました。
- ●また、発信する情報を、発信する組織自体に信頼性があるのかどうかという問題もあると思うんですよね。雪印の例もありましたけれども、大企業や役所というのは、これまでも時々都合のいいことばかり言って、都合の悪いことを隠しているじゃないかという潜在的な不信感があると、そういう組織が言っていることをそのまま真に受けて、自分の健康にかかわることであればなおさらのこと、よりリスクを少なくするために、あえてそういうものを食べなくてもいいという。そういうところからリスクをできるだけ避けようというところから、そういう信頼感のないところの情報であれば、なかなか伝わらないということがあるんじゃないかと思いました。
- ●一般の人がどういうことを気にして生きているのかというと、やっぱりリスクに感度を高くして自分たちは安全に生きたいと普通思っているわけですから、別に安全であるという情報よりも、リスクがあるという情報に感度が高いというのは普通の心理的な動向としてあるんだと思うんですよね。
- ●正しくて信頼がある情報だからそれが伝わるかというと、そうでは必ずしもなくて、やっぱり読者が何を欲して生きているのか、読者といいますか、一般の人がどういう情報を積極的に受け取ろうとしているのかというところにも目を配らないと、伝わるものも伝わらないんじゃないかという気がしました。
- ●ちょっと話は別なんですが、僕はちょっと地球温暖化のことを最近取材していて、アメリカでは共和党の人は温暖化の対策に消極的で、民主党の人は積極的だという定性的な傾向がありますけれども、学歴が高かったり、知識が豊富になるほどその傾向というのは顕著に

なって、知識が増えると一定の方向に正しい解に収束していくのではなくて、知識が増えるほど自分たちの欲しい知識をより強く吸収するので、より姿勢が先鋭化するということが世論調査なんかで出ていまして、今回のBSEはそういう政治的な問題ははらみませんけど、情報を伝えるということが、そう一筋縄じゃないんだなというところを最近感じています。

- ●それをもって、だからこそリスコミというのが重要性があるんだろうと思うんですけれども、そうした場合にリスコミというのも人によって定義がさまざまで、例えば理解増進的な文脈でとらえて、専門家があるべき姿を持っているんだから、そのあるべき正しい姿が何で一般の人に伝わらないんだという、そういうかなり方法論的な、いかに理解増進を図るかみたいな、そういう観点でお話しされる方もいらっしゃいます。
- ●あるいはあまり大きな声で言わない人たちの思いをどう聞き取るのかという、そういう 双方向性をいかに見いだして、答えは 1 つじゃないけれども、一般の人たちの意見をどう やってくみ取れるのかというようなことを考えたりとか、リスコミ自体の定義が僕にとっていまひとつよく分かってない面はあるんですけれども、どういう文脈で人々が使っているのか分からない面があって、そういうのが 1 つ混乱しかねない面かなという気もしています。ちょっと感想に思ったことをしゃべりました。

4) KJ 法による振り返りの構造化

ここでは、対話者による BSE 問題に係るそれぞれの振り返りを、①これまでの BSE リスコミの自分が考える問題点、②今後の論点についてポストイットに書き出し整理した。以下でその内容を各課題に対応してグループ化し、構造化を行った。

1. これまでの BSE リスコミの自分が考える問題点

- ・BSE の実態が不明な点が多かった
- ・生き物の命を大切に
- パニックにおちいった中で、科学的な 対応がとれなかった時があった
- ・食肉にPR不足(処理場、食肉センター)

(1)リスクコミュニケーションのやり方の問題

- ・リスクコミュニケーションの双方向性
- リスコミのテクニックが未熟だった
- ・今行われているリスコミは形式に走り、意味

ない

- ・あまりにも少ない点 (リスクコミュニケーションの数)
- 一部の人たちだけのリスコミの場となってしまう
- ・リスコミ自体が何なのかどういうものなのか 理解出来ていないこと
- ・机上の空論ばかり
- ・消費者の不安に対する回答を科学的根拠に頼りすぎたこと
- ・リスコミの方法には課題はあるが、少しは前進している。それは何か?

②情報の重要性

- ・情報公開のあり方
- ・事実がセンセーショナルに伝えられてしまい、冷静な理解・解釈ができなかった
- ・消費者に対する情報配信がマスコミ主体であり、その内身が安全というよりはリスクが あることが中心であったこと
- ・説明力の不足

③情報を誰がどう伝えるか

- ・技術者(獣医師)の立場として、安全に関することを懸命に理解を求めようとした
- ・科学的な情報の内容が専門的・高度で、一般の人が理解するのが困難
- ・行政、科学者に対する信頼感がなく、言えば言うほど信頼されない







2. 今後の論点 課題 (BSE 問題)

- ・ほとぼりさめたら研究はやめていいのか?
- ・消費者に理解を求める方策
- ・それぞれの立場でまだまだ思いが違う。そこを近づけることが重要

①リスクの舵取りをどうしていくのか

- ・世の中には国民にリスクのあるものが様々あるが、そういったものを分析・検証してい く仕組みが必要ではないか
- ・幅広い科学的エビデンスの中、対策につなげるために、エビデンスをどう集約するか
- ・リスク評価・リスク管理にも消費者を入れてほしい。より信頼感が高まると思う
- ・これまでのリスコミは行政・学識者・取引先と行っていたが、生産者を巻き込んでいき たい
- ・より多くの消費者を巻き込んでいくのにはどうしたらよいか。マスコミの協力体制も
- ・安易に幕引きしようとしてパフォーマンス的な行動・言論はしない

②リスクコミュニケーションのあり方

- ・平時の際のリスコミのあり方 テーマ、メンバーなど
- ・リスク評価が科学的意見で一致しない時 → ユニークボイスはあるか?
- ・1つの結論ではなく、多くの知識を
- ・放射性物質のリスクに関するリスクコミュニケーションと BSE との共通点は?学ぶべき教訓はあるか?
- ・もう一度リスクアナライシス、リスクマネージメント、リスクコミュニケーションの流 れを作っていくべき
- ・行政側も方向性を決めてからリスコミを行うのではなく、継続的に意識調査をしていくべきでは
- ・事件発生後、限られた時間の中でのリスコミ

- ・BSE については "終息" 意識~ジョーシキ~になるまで、モデルとして続ける
- リスク管理とリスコミの結びつき
- ・リスコミとは? 主体、場、誰が仕切るか?
- ・リスク プレゼンの限界 科学者―不確実性 行政―パフォーマンス メディア― 売れてなんぼ…
- ・リスコミは何を目指すのか。食品の安全性を効率よく伝えるのが目的か?

③誰がリスクコミュニケーションをすすめていくか

- ・リスコミのプロを育て、職業として活躍できるようにできないか
- ・第3者的リスクコミュニケーターとは?
- ・どういう人が(能力、性格、知識…)リスコミの専門家なのか?
- ・行政のリスコミ? 評価者のリスコミ? メディアのリスコミ? リスコミの専門家 は?
- ・大学の研究室(者)がリスコミの重点

④リスクコミュニケーションの限界

- ・全員が一致することはあり得ないことにどう対応したらよいのか?
- ・1 つの結論が出ない事例のリスコミのあり方は?
- ・双方向の意見にフィルターをかけないで広く公表(公開)していく体制づくり
- ・リスクシナリオは1つでなければならない?
- ・消費者に選択権をもたせる(行政への反映)





5) ドット投票による問題の抽出

(1) 投票結果の整理

4)で整理をした論点の構造化をもとに、1人3票にて今後議論すべき論点の投票を行った。一次投票を踏まえて具体的に議論すべき点を1人1票で投票した。その結果を整理したものが表4である。カテゴライズについてはサブファシリテーターがおこなった。投票は、参加者および傍聴者も含めて投票を行った。最初に出された意見に対して、2回目の投票では、サブファシリテーターにより設定されたカテゴリーに対しても投票できる方式をとった。そのために、論点が具体的概念よりも一つ上部の概念に当然のことであるが偏る傾向となり、その後の議論にも影響を与えることになった。

議論の過程で、最初にファシリテーターから「誰がリスクコミュニケーションを進めていくのか」という主体の問題として設定された。それにたいして、「何のためのやるのか」という点が重要ではないかという指摘が出されたため、それをうけて「リスクコミュニケーションのあり方」という論点の設定がなされた。

つまりこの論点への投票の過程で、これまで個別具体的な論点が出されていたにもかかわらず、一般的な「問い」となってしまった。こうしたステークホルダー会議において、ゴールにむけた議論の一般化にともなう必要悪といえよう。

しかしこうした必要悪としてその抜け落ちた論点をそのままにしておくのではなく、その後の議論も踏まえた上で、一体何が議論され、何が議論されなかったのかを記録しておく必要がある。

また、実際に投票により設定された論点について議論する際に、抜け落ちた論点についても議論がなされた。以下では、論点に対する議論内容について整理をする。

2117172	ミダひ論点技宗に関 カテゴリー	意見	200				
1	BSE問題について 今後の課題点	それぞれの立場 でまだまだ思い が違う。そこを近 づけることが重 要					
1回目投票		2	1				
2回目投票	1	0	0				
2	リスクのかじとりを どうしていくか	者を巻き込んで いくのにはどうし	ビデンスの中、 対策につなげる ために、エビデン	これまでのリスコミは行政・学識者・取引先と行っていたが、生産者を巻き込んでいきたい	にリスクのあるも		
1回目投票		2	2	1	1		
2回目投票	0	0	0	0	0		•••••
3	リスクコミュニケー ションのあり方	平時の際のリス コミのあり方 テーマ、メンバー など	られた時間の中	リスコミとは? 主体、場、 誰が 仕切るか?	放射性物質のリスクに関するリスクコミュニケーションとBSEとの 共通点は?学ぶべき教訓はあるか?	1つの結論では なく、多くの知識 を	行政側も方向性を決めてからリスコミを行うのではなく、継続的に 意識調査をしていくべきでは
1回目投票		4	2	1	1	1	1
2回目投票	2	2	0	0	0	0	0
4	だれがリスクコ ミュニケーションを 進めていくか	育て、職業として	行政のリスコミ? 評価者のリスコ ミ? メディアの リスコミ? リス コミの専門家 は?	カ、性格、知識 …)リスコミの専			
1回目投票		3	3	1			
2回目投票	2	1	0	0	***************************************	***************************************	•••••
5	将来への論点課題	ロードマップを 作ってリスク管理 していくしくみに できないか		今後発生した時の対応が、これまでの評価となる			
1回目投票		3	2	1		***************************************	
2回目投票							
6	リスクコミュニケー ションの限界	全員が一致する ことはあり得ない ことにどう対応し たらよいのか?					
1回目投票	******************	5					******************
2回目投票	0	3					
7	情報の出し方	食品であれば、 日頃から生産の 実態など見る・触 れる場の提供が 必要	してもらう必要性	子供のうちからしっかりと事実をとらえ、考えられたりと事をとらえ、考えけるので変わって成長の過程でどこかできているかも知れないが)			
1回目投票		3	2	1			
2回目投票	1	2	0	0			
	情報をだれがどう伝えるか	科学的な情報の 内容が専門的・ 高度で一般の人 が理解するのが 困難					
1回目投票		ļ <u>1</u>					
2回目投票		0					

注1)色つきは、実際の議論の中で議論されたもの。

注2)色のついていないものは、議論されなかった論点。

6) 論点に対する議論

論点に対する実際の議論は、「リスコミのあり方」という総括的な議論ではなく、当初の ドット投票で点数の高かった「平時のリスコミ、緊急時のリスコミ」という点が最初に議論 された。議論の中でも出されたが、「あり方」を議論するためには 5W1H に区分して議論すべきだという指摘がされた。議論の流れとしては、「When」の議論が先になされ、ついで「who」が中心的な論点となった。そして上記二つの議論の過程で、それぞれ「何のために(what)」、「どのように(How)」に関する点も議論された。以下では、当日の議論について、実際の発言者の言葉をもとに上述の項目毎に整理してみよう。

(1) when

まず、when については平常時、回復時、緊急時という区分それぞれに何のために、誰が行うのかという点に関する意見が出された。そうしたリスコミの場面区分の必要性は、参加者の次のような言葉として語られた。

「平常時は、ある意味で急がないということであれば、多くの意見を聞いて、それぞれの立場を変えていくためのリスクコミュニケーションをするということで、(中略) グループ討議みたいな形で結論を出さないというやり方で理解が深まるんじゃないかと思います。

私も悩んでいるのは、事件が起きたようなときの共通認識を持つためのリスクコミュニケーションは、正直よく分かりません。一方的な説明になって、それに対して理解を求めるというのが、行政としてはやりたいことなんですけれども、それでいいのかどうか、また、どうやったら理解を求められるか。」

「形式的にならないというリスコミが、(中略) 何かを決めていくに当たっての1つの経過的な位置付けにされているような感じの部分があるんですけれども。いろいろな形の方で集まって討論して、何かをつくり上げていくということは、非常に難しいことだと思うんですけれども、いや、率直なところよく分からない。」

「平時はよく大学の先生が言っているような双方向性とか、偉い人が知識を押し付けるんじゃなくて、というような言い方のコミュニケーションができると思うんですけど、何か起きた場合とか、何か政策的に展開していかなきゃいけないというときに、そういう双方向性とか、欠如モデル的じゃないコミュニケーションの在り方で、一定の結論を得て前に進めなきゃいけないというのが両立できるのかな、どうなのかなというのは、一般的なリスコミの在り方としては関心があります。/

これらのことから指摘できることは、日常的な信頼関係をつくっていくためのリスコミの重要性がある。それがないと、緊急時のリスコミにおいても、発言が理解信頼されないという指摘である。

「生産者の意見が少ないとか、よく聞いてくれとか、それから、消費者の声を聞いてくれ とかありましたが、その食品を扱っている事業者の意見をよく聞かないとだめだよと。いろ いろな、リスコミ委員会なんか出ますと、当事者の言うことは聞かないで、消費者の言うこ とは聞く、それから研究者の言うことはよく聞く。これが通常なんですよね。一番のその食 品の消費者というのは、その食品を扱っている事業者だと思うんですよ。しかし、言っても 聞き入れてくれないですよ。事業者が言っているから、ちょっとまゆつば物だなと、こう思われちゃうんですね。だからその消費者をいかにして平常時に味方に入れるか、あるいは研究者をいかにして平常時に自分たちの味方にするかと、これが常に大切だというふうに私は思っています。ですから、平常時の理解者、これをよくつくってないと、いったん事が起こってからではなかなか理解されない部分が出てくるから、日々の活動が肝心ではないかなと、こういうふうに思います。」

(2) Who? 誰が担うのか (そして How?)

現状においては、独立、専門的にリスコミを担当する機関・組織などがあり、リスコミを 行う主体が必要に応じてそうした組織に外注してリスコミを実施するというような社会制度は現在の日本には存在しない。そうした状況下では、リスコミを実施する必要性に直面した多くの人々は、本業を行いながらいわば、ボランティア的、副業的、自発的に行わなければならない実態にある。そうしたリスコミの担い手を想定するならば、「事例集」のようなものが求められるという意見が見られた。

「みんな片手間でやってきたというところがありますので、勉強していかないといけない。それにはリスコミのやり方、正しいのがあるのかどうかはよく分からないんですけれども、勉強して、いろいろな手法を学んでいかなきゃいけないんですけれども、学びたいんだけど、そのいい例というのはなかなか出合えない。もしいい例がいくつかあれば、その中で適したやり方というのを見つけられるんでしょうから、そういう何か、リスコミを勉強していらっしゃる方からそういう何かいい例示を示して、そこからピックアップできるようにすれば、片手間でやっている素人の我々であってもできるようになるのかなと。

専門家を育てて、その人に例えば企画を委託してリスコミをやってもらうというほどの、 まだ何か社会的な状況にはないのかなと思うと、やっぱりそういう、個々が勉強していく、 そのためのテキストがあればいいなというのが今の感想です。」

「誰がというと、やっぱりその場その場、立場の人がその場で(おこなう)。どこかで設定するわけじゃなくて自分が業務している立場でやれることはあるのかなと思っています。 先ほどなかなか農場、産地、屠畜場ということも見ることができないということも承知しています。以前ですと消費者を私たちが連れていったりとかしました。今そういうのも厳しい中では、逆に言うと、産地の生産者の方に逆に消費地に来てもらって、映像なり、現場を見なくても、映像なりスライドを見て語っていただくことで、その場所のことも分かりますし、製造者の方を呼ぶことによっても分かります。立場の違う方を一堂に集まっていただいて、1つの場をつくるのも、リスクコミュニケーションの場で大事だと思っています。」

一方で、リスコミの専門的な人材・機関が必要ではないかという意見も並立されている。 それは、レギュラトリーサイエンスとしてのリスコミの役割と関係させて議論されたもの である。 「平時と緊急時の在り方というのは、分けて考えるし、また連動しているものだと思うんですけれども、それはマスコミとの関係が1つあるかと。それからもう1つは教育ですね。やはり小さいうちから、こういうリスクコミュニケーションということがどういうものかというのを理解しながら、最終的にはやはり政策に落としていくということ、限られた時間の中で議論して、何かを判断していかなきゃいけない、持続的な社会をつくれるようにしていくということは、やっぱり教育の部分。我々は大人になってからやったので、ずいぶんじたばたしていますけれども、若い人たちに分かってもらうということが大事で。

やはりリスコミのプロの方々と一緒に、役に立つものなんだという認識を持ってもらって、やはり職業なら職業として、分野だったら分野として、ちゃんとなった上で、日本全体で取り組んでいけるようになればいいなと思っています。」

また、リスコミの専門性や継続性という意味で専門機関ないし行政の役割についての指摘がなされた。

「この、誰がやっていくのか、どうやっていくのかというところは、すごく属人的な気がしています。行政の方も数年で異動されるでしょうし、マスコミの方も数年で異動されると聞きます。それを属人的じゃなくてある程度継続してやっていかないと、平時のことはだめだし、それがなかったらたぶん緊急時のことはもっとだめなので、そういう組織を、組織のようなものが必要だろうなというふうに個人的には思っているので、私の中の妄想は、自分の道総研の中にそういう広報やリスコミを担うような部署をつくれないかということも、個人的には思っていますけれども、非常に難しいです。そういうところがあれば、継続的にできる人たちがいる。マスコミや行政の人が代わっても、継続的にやっている人が、プロの人がいるということがあれば、かなりいろいろなステークホルダーの人たちをつないでいくことができるんじゃないのかなと。訓練の場にもなるでしょうし、一度終わったBSEのことを検証するということもきっとできるんだろうなと思うので、継続的な場をつくるという意味では、ある程度行政もかかわったような組織が必要なんだろうなというのは、個人的には思っています。」

それと同時に、リスコミの場面や目的に応じて、担い手も変化すべきではないかという指摘もされた。

「食の安心、安全を担保するということなので、行政がやればいいという話ではおそらくないんだと思います。国全体でやるという場合には、やはり行政がそれをやっていくと。それからさらに BSE の科学的な追究をしていくとなると、一自治体でできる問題ではないし、そういうレベル感によって、誰が進めていくのかというのは変わってくると思います。

行政だけじゃないなと私は思うのは、最近異物混入とか農薬の混入とかあると思うんですけど、製造者が消費者から来る苦情なり、あるいは意見なり、そういったものを聞いて製造ラインを変える、あるいはその出荷の仕方を変える、これも立派なリスクコミュニケーションで、そういったものも食の安全というのは担保されるわけで。ですから、誰かがやればいいという問題じゃないのかなという感じはします。」

(3) What? 何のためにリスコミをやるのか

何のためのリスコミなのか、という点に関してレギュラトリーサイエンスとしてのリスコミについては、いくつか議論がなされた。

「(BSEに関するリスクコミュニケーションの中で) 非常にアンバランスだったのは、行政も科学者もだんだん分かってくれば、自分の立場で情報を発信するということはできるようになったし、また消費者も、生協を含めて、それなりのオピニオンリーダーたちが自分の意見を発信していくということは可能になったんだけど、それをコミュニケーションとして誰がどういうふうにまとめていくのか。例えば一致しなかったときはどうするのか、それが評価のところで一致しなかったらどういう落とし前があるのか。あるいは全体で議論したら、行き着く先が分裂したときは、じゃあ、どういうリスクマネジメントの方法があるのか。(そうした際に対応が)ものすごいアンバランスのまま、結局リスクコミュニケーションが必要なのかというところにいっちゃっているような気がするんですね。だから、個人的には、在り方の全体の中で私が興味があるのは、「誰がリスクコミュニケーションを担っていくのか」という項目なんですけど。」

「何でリスクコミュニケーションをやるのか。リスク評価が終わったら、一方はリスクマネジメントに働き掛けるための評価結果の説明をしなきゃいけない。しかし、同時にパブリックコメントを求めて、自分たちの評価を第三者的に再評価させる場を持って、最終答申に持っていけというのが、食品安全基本法に基づいてつくった食品安全委員会のシステム。だからそこでは明らかに、リスクコミュニケーションがトップダウンの説明と同意を求めるという側面と、逆にデシジョンメーキングというか、パブリックコメントの上で政策決定に持っていけという、ボトムアップの図式を明らかに、あれをつくった人たちは意識をしていたんですけど、使う方の我々がまったく理解をしていなかったために、全国で説明会を開いて、さっき言ったように、ある程度の議論をしたら、いや、ここは説明の場であって、議論ではありませんとか、あいつに当てるといつも行くから、外さないといけないとかいう話になって。」

(4)情報提供、発信、公開のあり方(How)

平常時において、特に業界側からの情報提供(見学による実体験や各種メディアの活用)が必要。日常的なリスコミにおいて、食肉業界、と畜という特殊な条件も情報提供の一つの制約要因となったのではないかという認識が見られた。また、酪農においても情報公開、例えば牧場の視察なども防疫上の観点からも、簡単に不特定多数の人に牧場訪問をしてもらえるような事態にはならない。これは今後ますます強まることが想定される。

そうしたなかで情報公開のあり方。農業で言えば、農業生産

そうした中で、日常的に各個人でリスコミの場をつくりたいと思ったときに、その際の情報入手の手段が、どこかでまとまって入手、コーディネートできるような組織なり情報の取

りまとめが必要ではないかという意見があった。個人個人で勉強することはもちろんであるが、それに対してサポートする組織なりネットワークの存在の必要性である。

「そういうときに各立場の方が、例えば食品安全委員会の人、来てくださいよといったら、いや、なかなか忙しいから行けないんですよとか、そういうことは、厚労省の人に来てくださいとかっていうところが、大学の先生、専門家、来てくださいと、そういうところでね、やっぱりみんな、リスコミが大事だということで、みんなが協力する体制になればいいと思いますし。そういう中では、神奈川県で県の方と一緒に力を合わせて、私たちが発信できる内容というのが、例えば食の安全で、こういう検査をしている、こういうことを取り組んでいるということも、やはり範囲が決まってしまうものですから、県の広報の方と連携して、そこからの発信でこういうものを見学できるということもありますので、それぞれがリスコミ、小さいことの積み重ねが大きくつながっていくんだということが、発信できればいいかなと思っています。」

緊急時においては、やはり行政の主導によるリスコミ、それと合わせて何かを決めるためのリスコミの必要性が指摘された。

「また、そのテーマにもよると思うんですね。だから、日常的に処理できるようなテーマのときには、そんなにボトムアップ方式の議論というのは必要にはならないので、どちらかというとトップダウンの、説明と同意ということが定常的になっているのかもしれない。 BSEとか、この前の原発をどうするとか、国家的な規模とか全国民に影響が出るような事例について、どういう手続きで最終決定に持っていくかという、そのリスコミの場合は、どう考えても行政も科学者もメディアも不適だと私も思います。

付き合ってみて、やっぱりこの手の本当にうまいのは社会科学者ですね。ステークホルダーのいろいろな立場のいろいろなやつを理解して、ヘテロなものを、統一できるかどうかは別としても、こなしていける能力というのは、どう考えても自然科学系にもない。学問分野でいうと、やっぱり社会科学系をやってきた人の中に、そういう能力を持っていて、私が期待しているのは、そういう人がこの分野に適合する人を育てていって、どうしてもそういうことをしなきゃいけないときには必ず登場して来てくれないと、何かデッドロックに乗り上げて、最終的には一方的にトップダウンのスタイルだけになってしまうという。ただ、平常時で個々の問題をやるときは、別にそんな人が出てこなくても、確かに個々のでこなしていける気がするし、それはそれで活動として必要であるという感じはするんです。

食品安全委員会の専門家みたいなのだと、やっぱり 1 つの答えを出さなきゃいけないという、何となくプレッシャーがあってね。それは出せないにもかかわらず、見かけ上そういう形で出していって説得をしちゃう。行政も結局最後に取るのは 1 個の方法なので、それで説得をするというけど、でもその決定をするプロセスの中にリスクコミュニケーションがあるべきではないかと私は思うので、そういう意味で、そういう、かなり特殊な大きな問題になるけど、誰がリスクコミュニケーションを担っていってくれるんだろうという議論はそういうところにあったんです。」

「国が我が国の食の安全をどうしていくかということ。だから国内の食品だとか、海外からの食品をどうするかということだと思うので。ただ、それをもっと進めていくプロセスについては、それぞれのやっぱり専門家が絡んでいかなきゃならないし、その中に単なる国というか、我々行政だけが入ると、偏るというか、どうしても持っていきたい方向が決まり、決めようとするんですね。だからそういうところに実際には審議会なり委員会なりというのがあるわけですから、そこをもっときっちり機能させなきゃいけないんだろうなと思います。いろいろな人間がかかわりながら、もっとちゃんと言える立場というか、委員会なり審議会でも、うわべの権限だけじゃなくて、しっかりした権限でやらなきゃならないのが現実なのかなというふうに思っています。

つまり、いつ、なんのために、に応じて必要な内容と主体が伴わないとその目的が実現されないと言うことである。その意味で、段階別のリスコミの目的とその主体を整理する必要があろう。目的や時期に応じて色々なリスコミがある、ということではなくて、問題(実害)が発生した際にそれに対応するためのリスコムのプロセス把握、問題が発生していない場合、不確実な場合、それぞれの事例を積み重ね、そのシークエンス(モジュール)ごとのリスコミを理解すること。それぞれに必要な能力を認識することが必要であろう。

7) 抜け落ちた論点と、議論されたこと、されなかったこと

論点の整理とその論点が、そこまでの議論を踏まえた上でもつ「背景」を保持しておく必要がある。そこで、抜け落ちた論点も拾いながら、論点が生まれた背景をもう少し整理してみよう。

カテゴリー化のなかで論点が「リスクコミュニケーションのあり方」という講義のものに 措定された。そのなかであり方のなかで、「だれが」、「情報の出し方」、「リスコミュニケー ションの限界について」という点が具体的に議論された。

前掲表4をみると、それぞれの論点を構成する意見についてもおおむね意見がだされた ことがわかる。

ステークホルダー会議の目的として、それぞれの関係者の意見を互いに認識すると言う ことがある。その意味では多くの論点が議論された。

いつまでリスコミを続けるのか。コストの問題、研究を進めるという問題、「まだまだ意見が違う」という問題。つまり、ロードマップの議論についてはあまりなされなかった。

4. リスコミのあり方に関するディスカッション結果

上記の議論を踏まえ、リスコミの「あり方」に関する最終的なディスカッション及び意見 出しを行った。その結果、当初はリスクコミュニケーション自体がもつ限界性、つまり多様 な人たちの意見が一致することは困難である、ということに対する認識があったが、そうし た限界性を認識した上で、リスコミの積極的な位置付けとどのような役割をリスコミに課 すのか、という方向性が議論された。議論としては次の5点に整理できる。

1) ロードマップ

・単年度予算主義とは共存可能か

一番大きな今回出てきた中の話の中で、段階的にリスク管理を変えていくものには最初にロードマップを示すことの重要性である。段階別(緊急、回復、平常)にリスコミの果たす役割も異なる。まず全体の問題状況が科学的な知見も含めてこういうふうに推移する、推移させようというロードマップが必要ではないかという点が、今回非常に大事な認識であった。

そうしたなかで、一つの問題点として指摘されたものが、「予算の単年度主義」である。 これがあることで、中期的なビジョンに則ったリスク管理、リスクコミュニケーションの実 施も困難になるという指摘がされた。この点については、実態分析もふまえた具体的な検討 も必要になると考えられる。

2) 多様なリスコミの場

- ・「今後の課題として」「結論を求めるわけではない」というリスコミを、行政の施策決定に どういかすのか。特に突発的な事象が起きた時など
- ・何年か後には、様々な形式や規模、切り口のリスコミがあり、人々が選択して参加できるように充実していてほしい
- ・継続的にリスコミ活動を行う。リスクセンスの向上。発信者は関係者のだれでも
- ・クライシスの時の対応 (大事件)
- ・リスコミのトップダウンとボトムアップ
- ・第3者としてのリスクコミュニケーター
- ・リスコミは結論の場ではない。

上記の意見は、いわば「多様なリスコミの場」の重要性である。制度や規制を決めるためのその一構成要素としてのリスコミがあるが、それだけではなく、結論を出す場ではないリスコミも重要である。多様な意見交換と、それを踏まえて各主体が自らの仕事や日常の行動に結び付けていくか。そうしたコミュニケーションの場でもある。その際の「あり方」(形式や、やり方、規模、誰がやるか)も1つの正解ではなく多様性の認識がなされた。

それぞれのリスクコミュニケーションでその場で、何を目的とするかという部分が混同してしまうことで、リスクコミュニケーションの意義自体が曖昧となってしまうということが今回整理できた。

3)人材育成

- ・リスクコミュニケーションを進める人(進行、推進できる)を育成すること(社会科学系)
- ・リスコミを進めていくそれぞれの立場の人達のコミュニケーションを深めていくことが 必要
- ・社会科学分野の人が中心となって、継続的にリスコミを担う組織が必要
- ・リスコミは片手間では無理

上記の内容リスコミの多様性、多義性を踏まえると、その担い手についても、行政、民間など多様な主体が想定されることになる。そうした際に、それぞれの部面(公的機関、民間、市民など)での人材育成の必要性が指摘された。リスコミの能力は、誰もが1つのスキルとして一定程度身に付けていかなきゃいけない。今回のプロジェクトが目指している「リスコミ職能人材育成プロジェクト」の目的ともリンクする。

一方で、実際に継続的にリスクコミュニケーションを行っていくための組織の必要性も 組織された。そしてそのための専門職としての人材育成である。前述したように社会科学分 野に係わる人材が中心となってという意見もあるが、何かのポリシーメーキングをする場 合にそれを担うべき役割、人材育成も必要であることが指摘された。

4) 平時のリスコミ

- ・パニックにならずクールに考えられる日本人の育成
- ・「自らは自ら守る」をベースに考える日本人の育成
- 中長期的には食育の充実

上記の点はリスコミと言うよりもむしろ日常的な情報発信に関することである。リスクコミュニケーション、リスクというもの全般に対しての教育はもちろん重要であるが、特に食の問題に関しては、日常的な情報発信や交流が重要であるという指摘がなされた。

5)情報公開

・BSE を例とすれば、 生産から流通食卓まで

↓ 全ての人病畜や死亡牛に関わる人まで全ての立場 → 声を集める

- ・情報をしっかり公開する大切さ
- ・リスクは自己責任と言える。情報の提供が必要

前述の平時のリスコミとの関係で、生産から食卓、流通、すべての人がすべての立場の声を集められるような仕組みづくりが必要であるという指摘がされた。そのために情報をしっかり公開する大切さ、リスクを自己責任として考えられるために必要な情報提供が重要

であるという指摘である。この点については、論点の提示に止まっており今回の対話では議論できてない点であった。今回のステークホルダー対話の結果やこれまで取り組んできたリスコミの事例に関する情報の必要性についても残された課題であろう。

5. リスコミ人材育成にむけた論点

人材育成の目的も、今回議論されたような「いつ」「誰が」「何のために」を区分して整理 することが必要である。

そして今回のプロジェクトでは、リスコミの専門化を育てると言うことではなく、各自の職場において、職能(一つのスキル)としてのリスコミの能力である。それは、場面に応じた場の設定(目的の設定)と運営に必要な能力と言うことになる。

平常時においては、リスコミの目的は主として信頼関係の醸成にある。そのために必要な情報収集、情報発信の能力、関係機関との適切な連携、自分の所属する部署との調整などの能力が必要である。

一方で緊急時におけるリスコミ (不確定な情報をどのように収集して、公開するのか)、 さらにはレギュラトリーサイエンスとして規制、規則などのアウトプットを目的としたリ スコミに必要な能力がそれぞれ異なる。

さらには、今後設置されるであろう「リスコミ専門機関」との連携による「レギュラトリーサイエンス」としてのリスコミの現場でのカウンターパートとしての人材育成と言うことになろう。

6. おわりに

1) BSE リスコミから見る、「食のリスコミ」の特徴

BSE の発生は、日本の食品安全性においても、それまで前例のない中での発生であった。 前後に合いついた食品安全性の問題については、特定の企業、行政の瑕疵が問題とされ、そ こにはコミュニケーションというものの必要性はなかった。しかし、今回についてはその原 因が不明なところからスタートし、突発的な事態として発生し、全国にひろまっていった。 さらにリスクに関する行政システム自体も未整備という事態の中で、手探りでその自体に 対応していった。その点が BSE をめぐるリスコミの最も大きな特徴である。

そうした時代性を踏まえながらも、その事例から「食に関するリスコミ」の特徴について どのような点が指摘できるであろうか。

状況に応じて誰が担うのか。安全な食を提供する、ということに対して、政府は一定の責任がある。このことは、食のリスコミを考える際の非常に重要な点。それとともに、非常にパーソナルな現象としての食の選択の問題。その二つの(食)の側面をどう理解するのか。今回の対話の中からもくり返し指摘されたように、規則を決める際のリスコミとともに日常生活のパーソナルな現象というこの二つの非常に異なる局面が、何かの事象が発生した際に同質の場面に持ち込まれるという点が食リスコミの非常に大きな特徴であろう。

日常的な経験、習慣にもとずく行動基準がすでに個人の中で確立している際に、その無意識の行動をあらためて意識せざるを得なくなる。そうした、個人の行動の転換という非常に大きな局面が、リスクという外的要因により強制されることになる。日常を変えるということの難しさが、リスコミそのものの難しさに加わることによって食のリスコミの困難性の独自性が発生するのである。

2) マルチステークホルダー対話としての課題

ステークホルダー対話としての目的をどこに置くのか。特定の事項に関する様々な関係者の意見を出し合い、さらに異なる立場の意見を認識することで、みずからの意見についても反映する、ということに目的を置くのならば、今回は、BSE 発生から 10 年以上を経過したという年月が、互いの立場の理解増進のつながったといえよう。

ステークホルダー対話は、互いの意見の相互認識を図ることはできる。しかし、そこで出された今後のリスコミの(あり方)に関する議論については、今回の対話形式でも十分の議論することは困難である。

つまり、ステークホルダー対話による論点の相互認識を踏まえて、別の場面において各論 点についてより突っ込んだ議論をする。そうした場とセットで行うことで、ステークホルダ 一対話の意義も高まると考えられる。

参考資料

問題提起「BSEリスコミって何だったのか」

带広畜産大学 門平睦代

要点1 全頭検査神話と信頼関係

全頭検査神話が存在している。「検査すれば安全」と言った、ある大臣の発言を信じている国民が多く、科学的にリスクはないと評価されても、すべての都道府県が全頭検査を継続した。食品安全委員会によるリスク評価の結果が国民に受け入れられなかったことによる社会現象である。しかし、現在では、全頭検査は行われていない。健康な牛の検査対象年齢は、48ヶ月齢以上となったが、どれくらいの国民がこの事実を知っているのであろうか。もし、新たな BSE 陽性牛が見つかり、一この牛は間違いなく 48ヶ月齢以上だと思うが一政府が「48ヶ月齢以上は検査しているのだから陽性牛が見つかった。だから、安心してください。」と説明した場合、国民は、納得するのであろうか。国に裏切られたと、国民の国への不信感が増すのではないかと心配している。如何であろうか?

要点2 不完全なスクリーニングテスト

上述の全頭検査神話にも関連しているが、全頭検査に使われているテストはスクリーニングテストのひとつであり、陽性なのか陰性なのかを短時間で判断するために有効な方法である。病気が多くの牛に発生している(つまり、リスクの高い集団を対象とする)場合には、スクリーニングテストは役に立つ。しかし、有病率が下がると擬陽性などの結果が多くなり、検査の一回目で正確に陽性陰性を判断することが難しくなる。科学者でもこの事実を知らない人が多い。このような知識が市民に普及することは大事だと考える。だが、そのためにはどうしたらいいのだろうか? まずは、科学者間で知識を共有し議論することが肝心だと思うが、では、市民への普及の仕方は一体どうすべきであろうか?

要点3 双方向のリスコミは感染症対策のひとつ

リスコミは政府職員、科学者、業界、市民などすべての関係者が協力して行うべきである。 リスコミを、情報の伝達だけと思っている関係者が多いので関心が薄いのかもしれない。実 は、感染症対策として一般的に使われる、診断、治療、予防のためのワクチン開発などと同 じくらい役に立つ。たとえば、感染症情報を理解した住民が多くなれば、むやみに移動し感 染を広げることもなくなり、政府職員が見つけにくい情報の提供もしてくれるようになる。 双方向のリスコミは、リスク評価の最初の段階から市民を参加させることで可能になるの ではないか。また、リスク管理方法を決める段階では、肉の処理や流通に関わる人々が意見 を出せるような場を作ることも有効ではないか。だが一体どうやったら可能になるのだろ うか?

BSEマルチステークホルダー対話

2015年1月24日 JSTサイエンスプラザ

リスク評価、管理、コミュニケーションの狭間で:回想



千葉科学大学 副学長·危機管理学部教授 吉川泰弘

日本のvCJD評価で得たもの

食品安全委員会独自の分析

分析を始めるにあたって

- ・BSEに関する科学的不確実性を念頭におく
- ・検査・実験テータ等これまでに得られた知見を整理する
- ・英国での試算をもとに、わが国のvCJDIIスクを分析する
- ・BSE対策はリスクコミュニケーションを経て<u>行政が決定する</u>べきである (評価と管理の分離)

レギュラトリーサイエンス

Regulatory science

- ・政策決定 (policy making, decision making) に、政策論でなく科学的 評価に基づく政策決定を行う (science based policy making)
- ・政治的な政策論では、国家観や主義の違いにより国際調和が困難、 他方、中立的な科学的評価に基づけば、この点を是正できる!
- ・それには、安全行政(リスク管理 risk management)を支える科学 (レギュラトリーサイエンス)が必要。科学データに基づく安全行政には、 それを支援する研究の推進、行政における専門知識を持つ専門家が必要



国内見直し評価で失った信頼

評価結果の問題

- ・専門家の行った科学的評価は立法府で法律化
- ・しかし、リスク管理機関である行政と立法府は 諮問前から、3年の執行猶予期間を設けた。 (リスク評価結果と関係なく管理措置を決めた)

リスク評価を無視した、管理措置3年後の検査見直しは実行不可能!

- ・リスク評価が消費者に理解されなかった。
- ・メディアは米国産牛肉の前座の評価であるとして
 ネガティスキャンペーンを張った。
- ・政局マターとなり、政治に利用された。

米国カナダ産牛肉の評価で得たもの

- ・リスク評価機関とリスク管理機関の責任の明確化
- ・諮問の背景、経緯も審議対象とした
- ・仮定を前提にした評価はどこまで可能か?を検討

/国外のリスク評価を日本の評価法で始めて行った

/科学的同等性は評価困難

(評価不能という回答?を出した)

/仮定を含めたリスク評価結果を公表した

/管理措置の検証報告を義務付けた

評価後の問題(脊柱の混入ほか)

- ・米国と日本の許認可システム等の違い管理がトップダウンかボトムアップか?
- ・BSEリスクの認識の違い
- ・ハード、ソフトの違いの調和は極めて困難

日本のBSEリスク管理

BSEの汚染は続いているか?とまったか? 根拠は? いつとまったか?その根拠は?

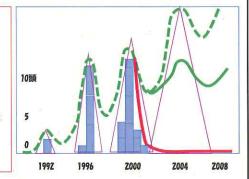
①2001年以降に対策が取られなかった場合は グリーンの破線でBSE陽性例が出現した

と予想される

②もし、2001年のBSE対策と措置が不完全 にしか遵守されなかった場合は(50%減) グリーンの実線となる

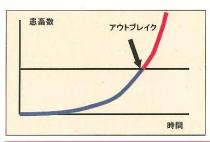
③実際には、赤の実線になった。 農家、食肉処理場、流通・販売、飼料工場 の関係者がBSE対策を遵守した結果、流行が とまった。

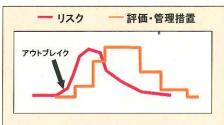
5歳齢でほぼ100%検出可能とすれば2009年 生まれまでは、有効性評価可能(汚染は終焉)



- ・1996年の飼料規制(反芻獣-反芻獣)は有効でない
- ·2002年(2001年末の完全飼料規制)で、感染拡大率(RO)はゼロになったと考えてよい

BSEの危機管理の難しさ





- 1. 増大するリスクに対応して管理措置を強化することは容易 強化すると評価者、管理者、消費者の責任は減少する
- 2. <u>減少するリスクに対応して管理措置を緩和することは困難!</u> リスク措置の緩和には強化以上に責任が伴う 評価者、管理者、消費者の責任が増大する 特に、タイムラグのある感染症の管理措置緩和は困難
- 3. しかし、**緩和措置が成功してこそ持続的社会は維持できる** (危機管理の本質は強化ではない、ソフトランティングである)

BSEのリスコミの問題

安全神話の崩壊



消費者の不信

- ・行政への不信(予測ミス、危機管理の混乱)
- ・生産者への不信(経済優先の飼育方式)
- ・輸入・加工・流通業者への不信

(虚偽申請)(虚偽表示)

・科学者への不信(科学の限界、科学神話の崩壊)



メディアは不安と不信をあおるキャンペーン

- ・新しい安全神話
- ・過剰対応の パーフォーマンス (行政・政治家)
- ・全頭検査の継続
- 政争の具
- ·科学評価の否定 (御用学者論)



議論の停止!

食品安全委員会を振り返って

諮問、自ら評価課題決定



食品安全委員(ヘテロ集団)



16の専門調査委員(専門家集団) テータ解析、審議(公開)、リスク評価(公開) 科学性、中立性、透明性



リスコミ

一般市民のコメント、同意?反対?

1

答申

食品安全委員? 相対評価、総合評価

- ・食品安全委員(7人: 医学2人、薬学2人、獣医2人、メディア1人)
- ・食品安全委員がその機能を発揮しなかった(サポート組織もない!)
- ・専門調査会の座長が全責任を取る

脳死臓器移植の課題は専門家の評価の上に総合評価があった(哲学、宗教)?

情報の公開とメディア

- *天気予報とBSE偽陽性 1000例に1例の偽陽性を報道するか? 朝の番組1日5頭偽陽性、夕方陰性(SN比)
- ・BSE陽性例を発見した北海道の獣医さんの自殺 陽性例を出した農家、見つけた獣医が悪い? 感染症のコントロールには発見を表彰する文化が必要!
- ・1例目のvCJD患者発見競争 どうしても1例目の陽性患者を見つけなければならない? CJD患者が年100人+vCJD患者が1名追加(リスク)

沢山の経験をさせていただきました

危機管理学というゴールの 出発点であったように思います。

BSEについての振り返り、来し方そして今後考えるべき点 (行政の立場として思うこと) 北海道農政部畜産振興課 課長 西 秀樹

○ BSEの経験の振り返り

く当時のBSE担当者として>

- 我が国でBSEが初めて確認されたのが、平成13年9月10日(公表)。
- その時当方は、現在の部署で防疫を担当する主査職。
- 9月10日の夕方、農水省衛生課の担当者からBSEが国内(千葉県)で確認され、その生産地が北海道であると一報の電話連絡。課内では電話を受けている最中にマスコミが課長の所に詰めかけて、取材要請。
- その時点から世の中がBSE-色に染まった。
- 翌日、アメリカではテロによる事件があったが、当方はほとんどテレビを 見ることなく、庁内幹部、道議会、畜産関係者、消費者への対応に追われた。
- 当時、行政(北海道)に直ぐに求められたことは以下のとおり
 - ① BSEとはどういった病気なのか。
 - ② 道内にすでに出回っている牛肉の安全性
 - ③ 道内に飼育されている牛はBSEに感染しているおそれはないのか
 - ④ 検査体制の整備(と畜牛、異常牛、死亡牛)
 - ⑤ 患畜と同居歴がある牛などの摘発と殺処分、処分後の経営対策
 - ⑥ 原因とされた肉骨粉給与牛の特定、とう汰
- 上記対応で苦労したことは、消費者の理解が得られなかったことに尽きる。 (連日のBSE感染牛と感染した少女の繰り返し)。

〇 来し方や今後考える点

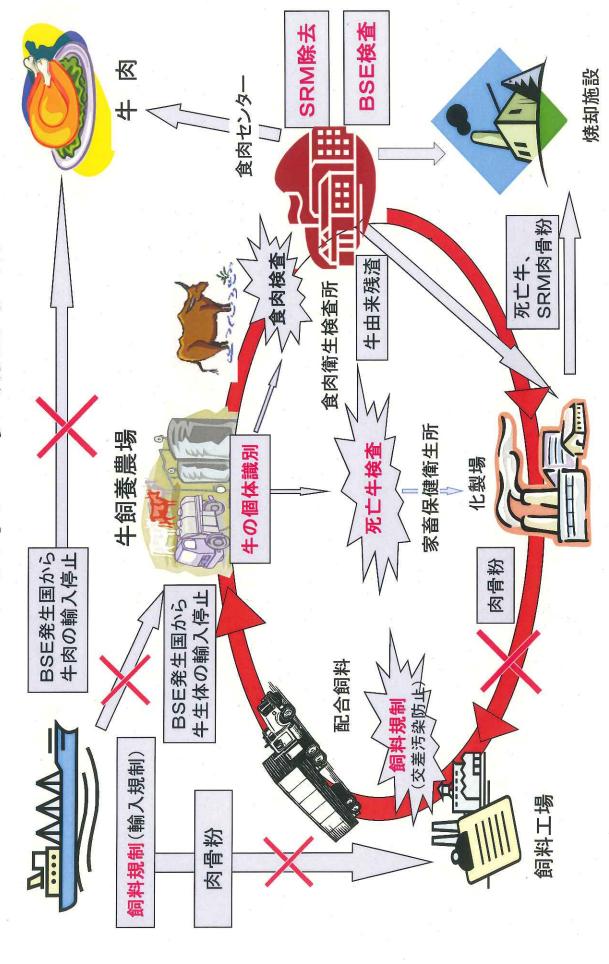
<当時の国や都道府県の動き>

- EUの決定に基づき、日本も平成13年1月から肉骨粉等の輸入を停止。
- 平成13年4月から神経症状を呈するなどBSEを否定できない牛の検査 を都道府県で実施すること。
- BSE発生当時、国は牛肉への安全性を求める手法として、全頭検査を実施することで世界一安全であることを説明。
- 都道府県も国民の理解を得るために全国一斉で検査を開始

く今後考える点>

- 日本人は、どんなことにもゼロリスクを求めたがる。
- そのため科学的根拠だけでは、満足できない(信頼しきれない)。
- マスメディアの影響を受けやすい。
- 安全は数値で示すことは可能であるが、安心を数値で示すことが出来ない。
- 今後も人へ感染する脅威を持つ病気や食の安全に関わる問題は出てくるであろう。研究者や行政はそういったものに対する事前の危険度分析が求めれるであろうし、そういったところに予算を費やしていくべきと考える。
- 科学的根拠を安心に導くためには、今後とも繰り返しリスコミを行うこと、 子ども達にしっかりとした食育を行っていくことが必要ではないか。
- その際には、マスメディアの力を借りることが効果的ではないか。

BSE対策の実施状況



BSEをめぐる生活協同組合ユーコープの動き(商品・環境政策課長 大石 記義)

を配	西暦日付	世界の動き	日本の動き	生活協同組合ユーコープの動き(コープかながわ、コープしずおか、市民生協やまなし)
昭和61	1986年	英国でBSE感染牛が確 認		
平成 4	1992年	英国でBSE感染発生の ピーク(約37,200頭)		
80	1996年		肉骨粉の牛への使用禁止通達(行政指導) 英国牛由来医薬品輸入・製造禁止(その後、順次対象国拡大等強化)	
	1999年		1980~1996に英国6ヶ月以上滞在者献血禁止(その後、順次滞在国の拡大、滞在期間1日以上、臓器含む等へ強化)	
13	2001.9		日本でBSE膝染牛が確認	
2	2001.10.18		日本で全頭検査、飼料完全規制、SRM除去・焼却開始	
14	2002.4		耳標取り付け	
	2003.5.21	カナダでBSE感染牛が発 見		
15	2003.7.1		食品安全委員会設置	
	2003.12.24	米国でBSE感染牛が発 見	米国産牛の輸入停止	輸入停止後、北米産牛肉は入荷がなく2004年1月以降取り扱い停止とする
 	2004.9.9		食品安全委員会がBSE対策について中間とりまとめ公表 1.今後人への感染を起こすリスクは、SRM除去及びBSE検査によって効率 的に排除されているものと推測。 2.BSE検査方法のより一層の研究推進。20ヶ月齢以下の牛に由来するリ スクの定量的な評価については今後更に検討を進める必要あり。 3.SRM除去等の適正実施の保証が重要 4.飼料規制の実効性の確保が重要 5.トレーサビリティの担保と検証が重要	
	2004.9.13			(ユ理事会)アメリカ産牛肉の取り扱いに関する臨時リスク管理委員会の設置について
	2004末		飼料製造工程の分離	
17	2005.5.16		(2005年) ・豚由来肉骨粉の豚飼料への利用禁止解除 ・牛由来肉骨粉炭化物・灰の肥料利用可	(ユ理事会)2005年度臨時リスク管理委員会の開催要綱について (第9号議案)2005年度臨時リスク管理委員会への諮問について (第10号議案)2005年度臨時リスク管理委員会への諮問について (第10号議案)アメリカ・カナダ産輸入牛肉と同輸入牛肉を原料とした加工品の調達方針の策 定におけるユーコープ基本方針 1輪入牛肉と同輸入牛肉を原料とした加工品の取り扱いに関してのリスク評価は、内閣府食品 安全委員会の答申と日本生活協同組合連合会の「リスク評価とBSE対策の見直しに関する考 え方」を基本的な視点とします。 2輪入牛肉と同輸入牛肉を原料とした加工品の取り扱いに関してのユーコープ調達方針は「国 によるリスク管理基準」および「国によるリスク管理基準に対する日生協の考え方」を基本的な 視点とします。 3.組合員の「安全・安心」の期待に応えるリスクコミュニケーションを積極的に推進します。職 員・パート職員への正確な情報提供と周知徹底をすすめます。
	2005.8.29		2005年8月 (21ヶ月齢以上のBSE検査へ。自治体の20ヶ月以下検査へ3年間補助開始)	(常任理事会)アメリカ産牛肉の肥育・と畜場及びBSE対応状況調査出張報告 と畜場4箇所、肥育牧場3箇所別評価 1)月齢確認、飼育履歴の把握 2)SRM除去及びBSE検査

和曆	西暦日付	世界の動き	日本の動き	生活協同組合ユーコープの動き(コープかながわ、コープしずおか、市民生協やまなし)
-	2005.12.8	m	食品安全委員会での評価報告結論 1.科学的同等性を厳密に評価することは困難。 2.米国・カナダ産牛肉と国産牛肉のリスクの差は非常に小さい。但し、日本同け輸出プログラムの連守が前提。 3.輸入が再開された場合には、リスク管理機関による米国・カナダの日本向け輸出プログラムの実効性と遵守状況の検証が必要。・特別と食用となる内臓肉(加工品は含まず)・結論は日本向け輸出プログラム遵守を前提に評価したもの。・特隨除去の監視強化、健康と畜牛を含む十分なサーベイランスが必要、・特隨除去の監視強化、健康と畜牛を含む十分なサーベイランスが必要、・特配除去の監視強化、健康と畜牛を含む十分なサーベイランスが必要、・1年間に輸出プログラム遵守のためのシステム構築の確立と確認・日本向け輸出プログラム遵守のためのシステム構築の確立と確認・リスクを否定できない・重大事態には、一旦輸入停止も必要	
	2005.12.12	7.	農水省·厚労省米国産牛肉輸入再開正式承認	
	2006.1.12	3		(本部長会・商品事業委員会)米国・カナダ産牛肉輸入再開後のユーコープ対応と臨時リスク 管理委員会の開催時期見直しについて(案) (専門委員依頼で調整難航)
	2006.1.13	3		ホームページで2005.5の理事会方針を明記。「臨時リスク管理委員会」を準備中。
	2006.1.20		(成田検疫所でSRM除去されていないUSピーフ発見、輸入手続き停止)	(輸入手続き停止を受けて、臨時リスク管理委員会延期へ)
<u></u>	2006.1.24		(2006.1) ・米国査察結果説明会開催 (2006.4、2006.2) ・意見交換会の開催	米国産牛肉の輸入再停止問題に関する要望書(ユーコープ→厚労省・農水省宛) 1.輸出プログラムの遵守と徹底について・米国からの情報を求め、原因究明を。輸出プログラムの実効性を確保する手段について再整備を。 2.検疫所における点検、事業者への指導の強化 3.丁寧なリスクコミュニケーションを。
	2006.5	OIE総会にてBSEコード 改正(①無視できるリス 2006.5 ク②管理されたリスク ③不明なリスク の3分類		
	2006.7.10			米国産牛肉の輸入再々開に対する要望書(ユーコープ→厚労省・農水省宛) 1 輸出プログラムの遵守と徹底について 2.意見交換会・リスコミの実施について 3.米国におけるBSE対策の強化と徹底について
	2006.7.27	1	(米国産牛肉輸入再々開)	
1.0	2007.5	OIE総会にてアメリカ 「BSEリスクステータス」 は「管理されたリスク(の 国)」へ		
	2007.6.18 2007.11.5	25		北米産牛肉に関する臨時リスク管理委員会開催計画 (常任理事会)北米産牛肉に関する臨時リスク管理委員会への諮問事項(案)について
	2008.3		日本でピッシング根絶	(中国製冷凍ギョーザの事故発生により、臨時リスク管理委員会延期へ)
20	2008.7		(自治体の20ヶ月以下BSE検査への国庫補助打ち切り。その後、自治体独 自継続へ)	

和曆	西曆日付	世界の動き	日本の動き	生活協同組合ユーコープの動き(コープかながわ、コープしずおか、市民生協やまなし)
	2009.5	OIE総会にて日本「BSE」 5 スクステータス」は「管理 されたリスク(の国)」へ		
	2009.11.6	m1		ユーコープ合同リスクコミュニケーション委員会
22	2009.12.2			 1—□一づ臨時リスク管理委員会開催 (1) BSEは国際的にも措置がとわ、終息に近づいていると判断することができます。また、家畜伝染病のように再流行する可能性は低いと考えます。但し、今後のデータによっては、リスクの再評価もあり得ることは考慮すべきです。 (2) BSE対策の中で、特にSRM除去と飼料規制の徹底は最も重要と考えます。 (2) BSE対策の中で、特にSRM除去と飼料規制の徹底に最も重要と考えます。 (3) BSE対策の中で、特にSRM除去と飼料規制の徹底には、食品安全委員会のリスク評価を踏まえて、現在のBSE検査の限界を含めたBSE対策について、リスクの変動に応じて管理措置を変えているとを含めた理解と納得がすすむことが必要です。なお、非定型BSEを含めて新たな状況が出てきたら考え直します。 (4) 食品安全委員会による「日本向け輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉と国産牛肉のリスクの差は非常に小さい」というリスク評価を基本的視点とします。 (5) 2006年7月の米国産牛肉輸入再々開後、生鮮及び加工品として国内市場での流通・販売は年々増加しています。特定危険部位の混入事故など散発の混載等例が発生し度々報道の対象となっていますが、米国・日本で原因究明と再発防止の措置がとられ続配され、その上で輸入許可後の水際での発見も含めた一定のチェック機能が働いていると判断できます。今後もコープとして、BSE対策等について組合員への正確な情報提供と充分な説明が必要と考えます。 (6) 米国・カナダ産牛肉または同牛肉を原料とした加工品は、これまでにとられてきた対策を踏まえた上で、他の商品と同様に安全性の確保の取り組みが確認できたものについて取り扱うことは問題ないと考えます。
22	2010.3.21			BSEIこ対する考え方を2010年度版「商品ガイド」に記載
1	2010.9			米国・カナダ産牛肉とこの牛肉を原料とした加工品の取り扱い停止を解除
23	2011.3.23	3		米国・カナダ産牛肉を原料としたテーブルミートの取り扱い停止を解除
	2012.9	e		神奈川・静岡・山梨県でBSEに関する学習会開催
24	2012.9.28		食品安全委員会で「牛海綿状脳症対策の見直しに係る食品健康影響評価 に関する審議結果についての意見募集」	コーブかながわ、コープしずおか、市民生協やまなし、ユーコープ事業連合の4理事長連名で意見募集に対するパブリックコメント提出
	2012.12.18		厚生労働省でBSE発生国からの牛肉の輸入に関する措置の見直しに関する意見募集」	コープかながわ、コープしずおか、市民生協やまなし、ユーコープ事業連合の4理事長連名で意見募集に対するパブリックコメント提出

和酷	西暦日付	寸 世界の動き	日本の動き	生活協同組合ユーコープの動き(コープかながわ、コープしずおか、市民生協やまなし)
	2013.2.1	- :	厚生労働省からの諮問を受け、食品安全委員会で食品健康影響の評価を以下の点について行い、「リスクの差はあったとしても非常小さく、人への健康影響(は無視できる」とした。その評価をうけ、2月1日より「輸入条件見直しの通知改正・施行」、4月1日より「国内措置の見直しの省令施行」 1. 国内措置 (1) 検査対象月齢 現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較 2. 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ) (1) 月齢制限 現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。 2. 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ) (1) 月齢制限 現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。 (2) SRMの範囲 頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。 (2) SRMの範囲 頭部(扁桃を除く)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢」」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。 ※フシス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」 とした場合のリスクを比較。	
25	2013.2.9	· •		1→□一丁臨時リスク管理委員会開催 1米国・カナダ・フランス・オランダ産牛肉の取り板い条件の変更をする場合の必要な確認事項 および条件整備項目へのコープの見解 (1) BSEは国際的にも飼料規制の徹底やSRMの除去など有効な対策、措置がとられ、BSE感 染牛は大幅に減少し終息に近づいていると判断することができます。 と考えられますが、高齢牛に対してはその効果は高く、必要と考えます。 (2) BSE対策の上で、BSE検査は飼料規制の徹底と比べ、若齢牛に対してはその効果は低い と考えられますが、高齢牛に対してはその効果は高く、必要と考えます。 (3) 食品安全委員会による「現れの飼料規制等のリスク管理措置を前提・1とし、牛群のBSE 配染状況、感染リスクおよびBSE感染牛に対する牛と人の種間バリアの存在を踏まえると、評価対象の5か B * 21ご関しては、諮問対象月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉および牛 市域(扁桃および回腸遠位部以外)の摂取に由来するBSEプリオンによる人での変異型ワイ ツフェルト・ヤコブ病(いこり) 発症は考え難い」というリスク評価は、BSE感染牛が大幅に減って いることからも、おおむわ理解できます。コープとしてこれを基本的視点とします。 * 1今回の諮問に対して厚生労働省から出された資料 * 2米国・カナダ・フランス・オランダおよび日本 (4) BSE対策への消費者の理解と納得がすすむことが必要です。 (5) 今後もBSE対策でついて組合員への正確な情報提供と十分な説明が必要と考えます。 (5) 今後もBSE対策を同じて「対策を踏まる」コープの見解 (1) 米国・カナダ・フランス・オランダ産牛肉または同牛肉を原料とた加工品を取り扱うことに ついて、4か国および日本でとられてきた対策を踏まえ、コープで取り扱うことには問題ないと考えます。他の食品と同様に安全性に留意して取り扱うことが必要と考えます。 (2) ただし、非定型BSEを含む、今後新たな状況が出てきた場合はリスクの再評価も視野に入 れる必要があると考えます。

※2013年3月5日ユーコープ理事会は、臨時リスク管理委員会(2013年2月9日)の答申を受け、輸入牛肉(米国・カナダ・フランス・オランダ産牛肉)について、30か月齢までの取り扱い(現行20か月齢まで、フランス・オ ランダは不可)、特定危険部位の範囲の変更(現行:頭部、せき粒、世き柱、回腸遠位部⇒回腸遠位部、扁桃)についても、これらを遵守した牛肉およびこの牛肉を原料とした加工品の取り扱いを可としました。但し、他 の商品と同様に安全性の確保の取り組みが確認できたものを取り扱うことを条件としました。2013年3月21日より扱いを開始することとします。



)米国・カナダ産牛肉の取り扱い停止を解除します

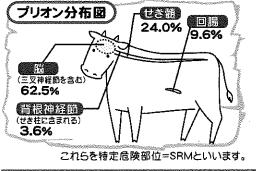
の取り扱いの停止を解除することを理事会で決定しました。 料とした加工品(以下、米国・カナダ産牛肉・加工品と表記) を受け、今後、米国・カナダ産牛肉またはこれらの牛肉を原 年1月に取り扱いを停止し、今も停止が続いています。 国・カナダ産の牛肉からBSE発生の発表を受け、2004 肉」や「吉野家の牛丼の具」を扱っていません。コープでは米 コープでは2009年12月の臨時リスク管理委員会の答申 現在コープでは以前提供していた米国産の「焼肉用牛

反映させるかの決定を行います。今までグリーン・プログラムの基準や洗剤の扱 そして、必要な基準・ルールなどを理事会に答申し、理事はコープの政策に何を な知見や組合員のくらしへの有用性などを理事会の諮問を受けて検討します。 *1リスク管理委員会…専門家や組合員、コープの役職員で構成され、科学的 いなどの答申が出されています。

①Bの田とは

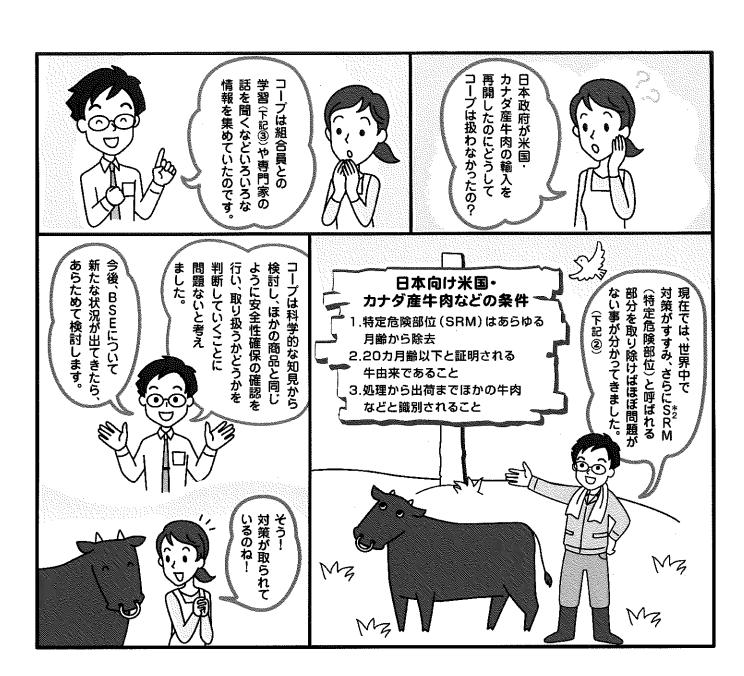
BSEプリオンは蓄積されやすい場所が分かっています。 運動失調などを示し、死亡すると考えられています。この することによって、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動 リオン(異常プリオン)と呼ばれる病原体が、主に脳に蓄積 した肉骨粉(牛の骨や食用にならない部分を粉状にしたも この病気が牛の間で広まったのは、BSm感染牛を原料と BSE(牛海綿状脳症)は牛の病気の一つです。BSEプ

の)を牛の飼料として使ったことが原因と考えられています。









②米国・カナダ産牛肉・加工品の再開についての考え方

位)の混入事故など、水際での発見も含めたチェックが有効に働 要と考えます。この間の米国輸入牛肉のSRM (特定危険部 可能性は低いと見られています。対策として肉骨粉を飼料にし いていると判断できます。 ないことや、SRM(特定危険部位)の除去などの徹底は最も重 BSEは国際的にも有効な対策、措置がとられ、再流行する

することに問題ないと考えました。 守される中で、米国・カナダ産牛肉・加工品の取り扱いを再開 コープではこれらをふまえ、日本向け輸出プログラムが順

*25月M…BSEプリオンのたまりやすい部位

③コープの取り組み

識や到達点を確認することが必要と判断しました。 対策に関する法的整備などを受け、BSEに対する現状認 工品のスーパーやほかの生協での取り扱いの広がり、BSF 減少、国の再開方針を受けて米国・カナダ産牛肉や、その加 うな中でBSE対策の前進によるBSE感染牛の急激な な情報収集やお知らせ、学習をすすめてきました。このよ ての報告会、リスクコミュニケーション委員会などさまざま コープは、と畜場の見学や行政との学習会、専門家を招い

取り扱いを決定しました。コープはこれらの決定の経過や 後も組合員の皆さんへの情報提供を行います 考え方を、2010年度の商品ガイドに記述しました。今 その答申を受けて理事会で米国・カナダ産の牛肉・加工品の 2009年12月には臨時のリスク管理委員会を開催し

コープの産道 参加

6月に行います。 コープの産直と農産物品質保証システムの学習会を

●静岡会場……6月12日(土)10時30分~ ●神奈川会場:6月15日(火)10時~

詳しくはM-06月号・HPでお知らせします。)山梨会場……6月中(未定)

7・8月に開催する「産地確認会」に参加する方は

10045-473-1908 BO45-475-1137 この講座の受講が必須となります。



ーだい」と言ってきます(笑)。確かに葉っぱは草に見え 3歳の娘はサラダが大好き。食事の支度をし ますが…。(静岡県静岡市 さくら娘さん)

プアメリカ産牛肉を使用した 熱加工品」の取り扱い再開について

います。イギリスで最初のBSE感染牛が確認されてから20年以 2004年1月から米国産・カナダ産牛肉の取り扱いを停止して にもBSEは終息に近づいていると判断することができます。 上がたつ中で、国際的に有効な対策・措置がとられており、世界的 コープでは、米国·カナダでのBSE感染牛発生を受けて、

を確認しました。おうちCO-OP(9月2週~)、店舗年末予約で 「吉野家牛丼の具」の取り扱いを再開します。 カー製造元工場の点検を行い、製品の品質が確保されていること 工場の取り組みが日本政府の輸入条件を満たしていること、メー コープでは、アメリカ国内での牛の飼育状況や現地と畜・加工

す。口蹄疫のようなウイルス性の病気ではありません。 牛は起立不能などの症状を起こし、やがて死んでしまいま いうタンパク質が脳の組織をスポンジ状に変えてしまい 牛海綿状脳症という牛の病気です。BSE異常プリオンと



BSEの発生は プリオンのたまりやすい所=特定危険部位(SRM) 3万7千頭をピークに減少し、2009年は70頭(ス カナダ1頭、米国は0頭)となっています。また、異常 ペイン18頭・英国12頭・フランス10頭など。日本1頭 世界の牛におけるBSE発生頭数は、1992年の

今どうなって

いるの?

み、感染のリスクはほとんど無視できると考えられています。 を除去すれば、肉を食べても感染しないことも分かっています。 現在では「特定危険部位(SRM)」の除去や飼料規制などの対策が進

減ったのは

なぜ?

規制」が世界規模で行われ、発生頭数は大きく減少 ています。そこで肉骨粉を餌として与えない「飼料 した牛の肉骨粉を餌として与えたためと考えられ BSEが世界に広まった理由は、BSEに感染

ました。

ことを確認したのですか?

取り扱い再開に向けて、どのような

|米国内での牛の飼育状況や、と畜・ 適正であることを確認しました。 加工工場の取り組みが

・ことを確認しました。 て定期的に現地視察指導を実施している が行われていること、さらにメーカーとし る工場であり、カット時に危険部位の除去 と、メーカー指定工場は日本政府が指定す 20カ月齢以下の牛使用)が守られているこ の除去、②肉骨粉を禁止し穀物で飼育、③ 日本政府の輸入条件(①特定危険部位

製品の品質が確保されていることを)メーカー製造元工場点検を実施し、 確認しました。

豚丼の具」と同じ工場です。 「おうちCO-OP」でおなじみの「吉野家 吉野家牛丼の具を製造している工場は

工場があり、この2工場を点検しました。 た肉を加熱、味付け、袋詰めし製品化する 肉をスライスする工場と、スライスされ

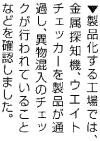
「工場点検のポイント」

- ・商品仕様書に基づいた工程の確認 原料の受け入れ確認の方法
- 製品、資材などの保管状況の確認
- 製造段階での検査
- 記録保管の状況 など

ちんと行われていることを確認しました。 必要な設備が整い、従業員への教育がき



の余分な脂身を包丁で取 り除く工程で、基準どおり ▲スライス工場では、部位 となどを確認しました。 に作業が行われているこ





これからも「なるほど、そうなんだ」を大切にします。



ユーコープ事業連合 品質保証本部長 安藤 弥生

てきました。BSEの安全 品の取り扱いにも反映させ 直」「誠実」「公開」を大切に 最新の情報をお伝えし、商 わたしたちコープは、「正

もに、納得して商品を選択していただくために、役立 扱いの再開がすすんできています。 できる状況になりました。その結果、2008年以降 対策はすずみ発生頭数は急激に減少しリスクを無視 全国の生協の中でも米国産牛肉やその加工品の取り つ情報をお知らせし、意見交換の場を設けてきまし 今回、再開するにあたり商品の安全性の確保とと

リスクコミュニケーション委員会開催のお知らせ

寧にすすめていきたいと考えています。

た(リスクコミュニケーション)。これからも安心して

ご利用いただくためのやりとりをさまざまな場で丁

※傍聴のお申し込みは専用ダイヤル0~20~55~3379 [テーマ]「塩ビってなんだっけ?」(仮題 荒木まで(月~金 9時3分~17時) 場] コープ会館3階会議室(新横浜駅徒歩5分) 時] 9月14日(火)10時33分~16時

IK.
東京
は記さ
核
T
X
Ľ
フホルダ
ì
d.
チステ
K
+
₹
Y
3SE
š
ш

全国食肉事業協同組合連合会 専務理事 小林 喜一	计中线法 法上诉义用条约卡
一対話in東京」	年十年(八年)

				计过程文件 化回流回流 计记录 计记录记录 记录记录 计记录记录 计记录记录 记录记录 记录记录记录 记录记录 记录记录 记录记录 记录记录 记录记录记录 记录记录记录 记录记录 记录记录记录 记录记录 记录记录 记录记录记录 记录
年月日 月 日	3 <u>8</u> 8	主な項目 国(農水省)の施策等	施策等	重車項
中	平成13年	● 国内でのBSE発生以前は、英国等でBSEの蔓 国内での発生は一部の医師が警鐘を鳴らして I	等でBSEの蔓え	証がみられ、消費者も安全な食肉を求めていた。生産情報を提供する事業を行ってに いたりしたが、業界も含めそれほどの危機感を持っていたわけではなかった。
.	0	BSEと疑われる牛の発見・報道 既に出回っていた事実・・・行政の不手際と 風評被害	不手際と	●風評被害の払拭が急務・対策の要望*安全宣言・・・新聞・料理番組*BSE(牛海面状脳症)を使うように・・・それまでは狂牛病・・牛が狂っているとは失礼な*テレデー面面から、共同のトセナケ生の両後出さだい。
***	22	同上の牛BSEと鑑定 		・ノアに回面が、シンス回びでは、サンプロダロです。 ・消費拡大事業の要望
10	<u>∞</u>	●BSE全頭検査開始		*BSE検査済証をコピーして、部分肉全箱14箱に入れる・・・・いまでも(平成27年)継続 *小売り店頭でもこのコピーを掲示
				これは、全頭検査の継続や、福島原発がらみの放射線セシウム検査済書と同類・ 意味ないことであっても、消費者が求めるとのチェーン店での要望で、 いつまでも止めない
10	24	● 市中在庫牛肉の市場隔離 事業の検討● 国産牛肉・市場隔離対策事業の訪	事業の話	5明会(10月24日)
10	29	● 牛肉在庫緊急保管対策事業 * 10月17日以前に74、存体された	ゴ策事業 く解体された	● 牛肉在庫緊急保管対策事業実施要領制定(10月26日から実施)
		国産牛肉を国が買い上げ冷凍保電*買い戻し条件付き*事業主体:全肉連とハムソー組合流通センター・東京市場卸・全同連は全肉連が窓口	ルード (大)	*買い上げ価格1,114円 *準備期間が無いため見切り発車、後付けの対応が多い 期間は、11月10日までの2週間、最終申請は12月6日迄ずれ込む。 *国産牛部分肉が対象 スライス・ミンチは対象外、骨付きはダメ 大分割部分肉(骨付きロース他)もダメになる矛盾
	21	 2頭目の牛発見 		(後の全品悉皆検品立ち会う)
12	2			▲ 温く全国の食肉業者が対象となるよう、農水省から要望され、全肉連会員以外の食肉も対象に。* 徳島では、申請したい員外の事業者が会員事業者に断られ、殺人事件も発生
12	24	- 米国(ワシントン州)でBSE発見さる ▲米国産牛肉輸入禁止 	۲۶	●風評被害深刻 マスコミによる広報活動の要望を国に(農水省)行う しかし市場隔離により市中在庫少なく、年末には価格が一時的に上がる

流通業界の動向等 特筆事項	● 各団体で焼却計画 え 流通センターは浮島、東京市場卸商は太田清掃工場 全肉連は各県肉連に任す	●1月28日:自主点検の実施 *雪印食品の偽装事件を受けて、各団体による検品を実施(抽出検品) 数量・内容等全く非の打ち所のないもの少ない(流通センターの検品) * 落ち着いたところで、再申請をさせるべきと思われた。 しかし、一切の移動や再申請認めず・・・・罪人づくり	▲国産牛肉の消費低迷拡大、消費拡大のための事業の要望*多くの学校給食が国産牛の使用中止・・・復活呼びかけ(文部科学省からも通達)*街頭での試食キャンペーン実施	**売上急減 (農水省調査・業界の動向) 量30~409生協 20~609専門小売 0~50%の減少幅	(日本食肉流通センター部/ 関 ロイン うちもも かた!	H13,8月 3,195 2,120 1,995 H14,2月 3,801 1,389 1,331 H14,2月 3,801 1,389 1,331 ■	华国七十年7000年第二年,一日十十年	■ 展水へにに、中間事条自ものなみや工業を一 武部農水大臣に、対象外の牛肉の申請事業者の業者名の公表をしないように要望	*整理されないまま緊急保管 *申請は事業者の自由・・・しかし申請の取り下げは認めない、という矛盾 *品質保持期限切れの食肉は対象外(要領に書いていない) *対象外食肉は補助対象外であるとの指示に従うとしているのに公表は理不尽 *対象外食肉は補助対象外であるとの指示に従うとしているのに公表は理不尽 *公表されればその事業者は倒産する。
国(農水省等)の施策など	 市場隔離牛肉緊急処分事業実施要網 市場隔離(買戻し条件)から、焼却処分へ切り替	雪印食品事件の発覚 株管冷蔵庫の社長が情報提供 小生にも兵庫県警より鑑定の依頼 *輸入牛肉を裁断して国産の箱に詰め替え			 事業団・焼却処分の停止の連絡 	 事業団による全箱検品の実施連絡 全箱検品は14年4月より15年3月に終了) 崎・大阪の流通センターで集中検品(事業団・	- * 不適格品混入の通知 	5陳情 8信	*補助対象外事例の公表通知
主な項目	•	#m * *			•	4		* 農水大臣陳情 * 要望書発信 	
шш	平成14年 1 7	23			31	S	0	9	.
年月日 月 日	平 万 ¹				-	7	က	4	4

	▲流通業者(卸・小売)、特定料理提供業者など、段階別のガイドラインを設定 流通センターが起案し、新山・八坂先生に監修	*農畜産業振興事業団に投書 8月には日本フードの偽装発覚 ▲肉骨粉の給与禁止	▶トレーサビリティーの情報インフラ整備 (生産情報提供モデル事業)*バーコード統一 食肉メーカー・チェーンストアー、が同じテーブルに付く 個体説別番号の識別子(251)*情報機器 バーコードによる個体識別番号の管理・情報伝達システム	■国が係わることにより(家畜改良センターのデータ管理)完遂できた。 国際的にも誇れるもの(他のでは出来ない)	北村副大臣を座長、弁護士・検事正・エッセイイスト(小生はアドバイザーで参加) で公表事業者を確定 *21者23事例は、対象外の事例を示し、事業者名は伏せた	▲ 牛トレーサビリティーによる、DNA同定による科学的な判断	* 牛肉保管・焼却事業に係わる、全同連の詐欺事件として立件される* 愛知同食では、架空の申請* 食肉企業の公表・・・今までに数十件・・・・その殆どが廃業になる。* 食肉企業にコンプライアンス精神醸成* 消費者に安心感・・・適正な表示販売に貢献* 牛肉消費も次第に回復
国(農水省等)の施策など	生産情報提供モデル事業要領・委員会設置 事業主体・流通センター 八坂(東大)新山(京大)委員等 トレーサビリティー・ガイドライン設定	日本食品に関するプレスレリース 122トン中大半がアキレス 年海綿状脳症対策特別措置法公布	生産情報提供モデル事業・実証展示	キトレーサビリティー法公布 (牛の個体識別のための情報の管理及び 伝達に関する特別措置法)	▲ 処分事業の第3者判定委員会の設置■ 業者名公表 事業者名公表3者	ビリティー法 生産段階、と畜段階で施行	●全同連の詐欺事件報道 -サビリティー法 流通段階で施行
年月日 主な項目 月 日 土な項目	平成14年 5 27 ● 生産情報 事業主体・	5 28 ●日本食品(5 6 14 ● 牛海綿状	8 22 ● 生産情報 平成15年	6 11 ● 牛トレーサ (牛の個体 (本の個体	5~6月 ▲ 処分事業の 6 18 ▲業者名公表	12 1 ●牛トレーサビリティー法 平成16年 + 上上 + 上産段階	7月~12月 12 1 ● 牛トレーサ

平成 27 年 1 月 24 日「BSE マルチステークホルダー対話 in 東京」資料

神奈川県におけるBSEに係るリスクコミュニケーションの取組み

神奈川県食肉衛生検査所所長 梶木 富美恵

- 1 全頭検査開始時(平成13年10月)
 - (1) と畜場関係者(利用業者、従業員等)への説明会
 - (2) ホームページの開設
- 2 BSE発生時(平成14年8月、平成16年2月)
 - (1) スクリーニング検査陽性時から公表
 - (2) と畜場関係者への説明会、情報提供
 - (3) リーフレットの作成、配布
 - (4) ホームページへのQ&Aの掲載
- 3 検査対象月齢 48 か月超への変更時(平成 25 年 7 月)
 - (1) 見直し方針案の公表
 - (2) 意見交換会の開催
 - (3) 各種団体への説明
 - (4) 神奈川県食の安全・安心審議会の意見
 - (5) わかりやすいQ&Aの作成(リーフレット、ホームページ)

平成 27 年 1 月 24 日 東京都芝浦食肉衛生検査所 「BSE マルチステークスホルダー対話 in 東京」資料

東京芝浦食肉衛生検査所 所長 高橋 博則

- 1 東京都の食品安全に係るリスクコミュニケーション
 - (1) 食の安全都民フォーラム第22回「牛海綿状脳症(BSE)を考えよう」 H25.6.
 - (2) 食の安全調査隊
 - (3) 食品衛生の窓 (HP) などによる情報提供 BSE のサイト 「なるほど!BSE」
- 2 都民が参加する食品安全に係る審議会、委員会
 - (1) 食品安全審議会
 - (2) 食品安全情報評価委員会

BSE リスコミとは何だったんだろうか???

(株) 北海道畜産公社 業務部業務部長 河田 徳二

(株) 北海道畜産公社 技監 小笠原 徹

第1例が発生するまでは、北海道庁の農政部、保健福祉部(出先の食肉衛生検査所)などから、BSEは、イギリスなど海外では、牛肉の安全を脅かす大きな問題となっているものの日本ではきちんと管理されているので大丈夫という認識をもっており、道内の各と畜場も同様の考えを持っていた。

しかし、2001年9月10日に千葉県で最初の発生があり、産地が北海道であったこともあり一気に緊迫感を持つようになった。

BSEスクリーニング検査が開始するまでは食肉衛生検査所などと、牛個体の把握・管理、内臓の個別管理、SRMの保管・処分方法などについて、連日、打合せに追われた。

BSEがどういう疾病なのか、特に、当時は、伝染性海綿状脳症という伝染性の疾病で、しかも、治療方法がなく、発症すると死に至る病気と言われ、また、国内にどの程度広がっているのかも全く不明で、職員間の不安も大きかった。

食肉生産の処理・加工を行い、消費者に安全で安心できる食肉を提供する立場である者が、

一方で、BSEに対する不安感は大きく、日常の作業中に感染する危険性はないのかという矛盾を持ちながら淡々と作業をしなければならなかった。

全国一斉に開始された食肉衛生検査所等によるBSEスクリーニング検査は、再検査が続出し、徐々に減少したものの、当初は国内にはBSEがこれほどまん延している中での作業には一層の不安感をもった。

また、BSE発生地、出生・飼育生産者へ対する異常とも思えるほどのマスコミによる取材、風評被害がある中で、と畜場側でも自社工場からは発生があってほしくないとの立場から、廃用牛(経産牛)の行き場所が不足し、また、と畜場に搬入される病畜が一気に減少した。(多くが、レンダリング処理施設で処分)

国や道等行政機関は、これまで生産者、と畜・加工処理業者、流通業界、小売業界、消費者に対しリスコミを実施してきた。

その中で、消費者にとっては、と畜・加工工程が一番見えにくい部分であり、個体管理が適正になされているのか、SRMは完全に除去され、適正温度で焼却されているのかという疑問は持たれた。

しかし、と畜場で処理される家畜は、行政機関によると畜検査を受ける義務があり、常駐すると畜検査員が検査と同様に衛生指導を実施しており、BSE対策についても、不適正な行為が生じないよう常に監視が行なわれている。

と畜・加工の業務は、関係法に基づく設置(施設)許可を得、具体的な業務は法に定められている。 B S E の対応についても日常的にも発生時にも、と畜検査員及び食品衛生監視員の指示に基づき(具体的な内容は、協議)業務を行っており、パブコミでは、その内容を主張するだけである。

リスコミの目的は、全ての関係する機関団体がそれぞれの立場の意見を主張し、共有する中で、誤解 や思い込みなどによる差別や風評被害を防ぐことにあるように思う。

単に、ルールを消化して、出来高レースのような形式的なパブコメとならないことを切に願います。

各自それぞれの振り返り

~BSE リスクコミュニケーションとは何だったのか~

北海道総合研究機構農業研究本部畜産試験場 主幹 陰山 聡一

①振り返り

- ・経歴:1988年 北大獣医繁殖卒。牛の受精卵の性判別が専門。
- ・クローンや BSE、ヨーネ病にも関わってきた。現在はこれらの課題の主担当グループ の研究主幹。
- ・2008年度から、年に数回、札幌の消費者協会の方などの協力を得て、クローンや BSE についての小規模な意見交換会を続けているところ。年3回、7年目で20回実施。
- ・食の安全全般に関して、個人的見解と組織としての見解は異なるが、許される範囲内で の活動を行って、自己啓発、コミュニケーションの訓練、業務への反映、消費者の理解 に寄与し、最終的に道、国への貢献(全頭検査体制の見直し、「正しく怖がる」ことが 共通認識)となればベスト・・・と考えていた。
- ・発生当時、テキサスで研修中。インターネットで知った。アメリカは同時多発テロでそれどころではない状況。その時点でアメリカでも発生するだろう、でも日本のようなパニックにはならないだろうと予想。約半年後に帰国。BSE プロジェクトチームの一員として、研究をサポート。
- ・畜試での研究:畜試には何も研究基盤がない。→BSE 担当参事、新人研究員採用。
- ・本気でやるか、ほとぼり冷めたらやめるか。→上層部、行政サイドとの考え方の違い。
- ・日本としての研究体制と畜試の位置づけ。→本当にやるなら、感染試験を引き受け、数年で終わらない覚悟必要。少なくとも研究サイドは腹括り、疑似患畜を計 18 頭引き受け、学術研究機関指定を受け脳内接種試験実施。
- ・農水技術会議に出向している知り合いの研究員に会いたいというと、「BSE が発生して 省内で注目されている北海道の畜産関係者とは会えない」と拒否される時期がしばら く続いた。
- ・悲しかったこと:若手獣医の自殺。2002.5 農家の方も亡くなっている。 個人が責任を感じることではない。マスコミの警鐘を超えた過熱報道に怒り。 冷静に継続的な報道はできないものか。
- ・数年後:風評被害は落ち着き、科学的、疫学的にもだんだん事実理解進んだが、リスコミのまずさもあり、世間一般の考えが固定化。緊急避難のはずだった全頭検査神話が絶対化。欧米のようにロードマップを提示して対策レベルを落とせないことに疑問。
- ・BSE プリオンは他の動物と異なり尿や血液に出てこないことは不幸中の幸い。しかし、 生前診断が未確立。非定型の出現・・・病気としては本当に手強い。わからないので怖 いという不安を抱く人たちには永遠に不十分な科学の限界。
- ・消費者学習会:最初は不信、不安が大きく、牛肉は食べない、吉野家には行かない、という反応が多かった。科学的にできるだけ正確な情報提供をすること、リスクとは何か考えてもらうこと、押し付けないこと、質問などへのフォローをすることなど心がけた。
- ・絶対に安全か?リスクはゼロか?を求める人たちとは永遠に分かり合えないかもしれ ないけれども、対話を続けるしかない。
- ・BSE の話題が 10 年以上続くとは思っていなかった。検査を 20 ヶ月以上にした 2005 年以降、何度も全頭検査の見直し機会を見送る国に強い疑問。できることを地道に続けるしかない、と考えていた頃、話してガッテンプロジェクトに出会う。
- ・プロジェクトに参加して、リスコミにはリスコミのプロが必要なことを強く実感。しかし、自分の周りでは「行政がやればよいこと」、「研究者の本来業務ではない」との認識であり、国内には専門の組織やポストがほとんどない状況に気づき愕然とした。食糧基地である北海道にこそ、リスコミ部署作る必要があるのではないかと個人的に妄想。

- ・道庁内:全頭検査さえしていれば、道民は安心している。研究してもどうせ生前診断できないだろう、そもそも、地方の公設試験場がやることではなく国や大学がやるべきこと。道は手を引くべき。独法スタート時には研究スタート時と比較して人員半減(3人)。 独法 1 期の間に 2 期に向け縮小 (2→2.5→1)。 牛を使った試験は現課題が最後となる予定。
- ・寝た子を起こすな、それは本来業務ではない、お前は暇なのか、いくら個人的発言と前 置きしても、試験場の発言とみなされることもある・・・様々な意見を踏まえ、本来業 務に影響しない範囲を意識しながら消費者学習会を続けている。
- ・道庁担当部署の取り組みは他府県と比べてよくやっていると思うが、一部の消費者団体との間には埋めがたい距離感あることも認識。48ヶ月への検査月齢変更に際して、時間制限のある中で物事を進めなければならない役人の覚悟も認識。一方で全頭検査継続を望む人たちは結果的に取り残されたと感じる現実もあり、どのような案件でも100%賛成は無く、必ず批判される役割を果たしてくれている人たちのことも実感。
- ・リスコミは双方向、安心は与えられなくても信頼を築くこと、自分の考えを変える勇気 を持つこと、繰り返しを厭わないことなど学ぶ。
- ・行政には事前対応は難しい。発生は予想されていた。発生直後は有無を言わせず研究をやらせておいて、ほとぼり冷めたらやめろという(いつものパターン)。 畜試には解剖施設がないので、つくばの P3 施設まで牛を運ばなければならない。 牛での試験は頭数が限られる。公設試の限界。国や大学にとっても BSE だけが研究ではないが、研究は止めて良いのか。

②来し方の問題点

- ・諸外国からの指摘もあり、事前に予想できたことなのに、後手に回ったこと。
- ・マスコミ対策も無いので、最初のパニックを引き起こし、自殺者を出し、全頭検査神話 を作ってしまったこと。
- ・全頭検査見直しの機会を何度も見送ったこと。
- ・徐々に対策レベルを下げていくロードマップを作れなかったこと。
- ・どの立場の人たちもリスコミに慣れていないこと。
- ・評価すべき点をもっと評価し、次に繋げること。
 - 例:日本の家保を中心とする家畜防疫体制。1ヶ月で全頭検査体制を構築。その後の口 蹄疫も宮崎県内だけで終息させている。
 - 当時の道庁の対応。情報をオープンにし、畜試での疑似患畜受入、発生農家の資金 援助などの整備。

③今後考えるべき点

- ・ゼロリスク、全頭検査、全量廃棄などからの脱却。個人にとっても社会にとっても総合 的リスクはトレードオフなので、本当に優先すべきリスクを判断して適切なコスト配分 で持続できる社会の仕組みを作る。そのような共通認識を持つ。
- ・リスコミのプロ、サイエンスコミュニケーターなどステークホルダー間を繋ぐ人たちを 育成し、職業として活躍できる場を作る。
- ・特にマスコミへの情報提供、誤報・間違いのチェック機能の強化。

BSE リスクコミュニケーションと聞いて去来すること (1) ~消費者の立場として~

山際 睦子 元北海道食の安全安心委員会副委員長

- ・報道に左右される消費者
- ・情報公開
- ・専門家の知識の伝達の仕方
- ・安全と言われるけれど、安心感の持てない消費者
- ・SRMの除去での不納得
- ・リスク管理とリスクコミュニケーションの独立性を保証した上での両者の結びつき

BSE リスクコミュニケーションと聞いて去来すること(2) ~酪農家の経験から~

中村 由美子 千歳市農業委員会委員 酪農業

突然、なんの情報も無く生産者も消費者も同じようにニュースに触れた。

私たちは何かをしたわけでもなく何かをしないわけでもなかったが、消費者から見ると「加害者」の立場になったらしい。きっと飼養方法の何かが間違っていたのだろう。肉牛、初生 特の出荷も止められた。今まで持っていた仕事への誇りも夢も先が見えなくなったような気分。

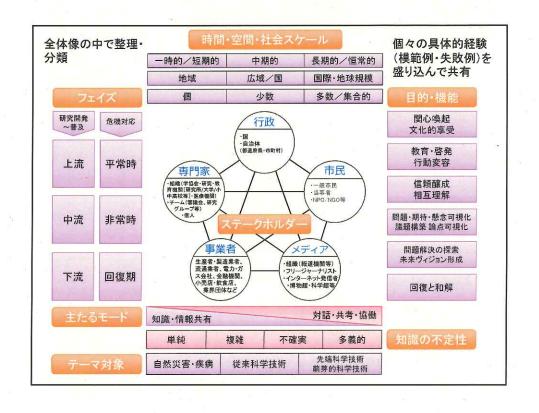
幼い子どもが高熱にうなされていると「まさか、うちで牛を飼っているから~。」と病院に も連れて行けない…と思った若い母親もいた。

家族で会話がなくなり 重苦しい日々が続いた。

あんな騒ぎのあとでも、私たちが受けた被害(風評? 出荷停止期間、精神的負担)はカウント されていない。

そして、多くの人がなぜBSEが発生し、どのように収束への道をたどったのか?清浄国となった条件についてもよく知らないまま、意識の底に沈んでいるのでは無いかと思う。





リスク問題の種類と動員 (IRGC, 2005)

問題の 類型		特徴
単純	リスクの	性質や管理方法がよく分っている。
複雑	リスクの	評価や管理の仕方について科学的不一致がある。
不確実	リスクの	評価に関して大きな科学的不確実性がある。
	解釈の 多義性	同じリスク評価結果に複数の解釈が存在する。
多義的	規範的多義性	「何が受忍可能か」について、倫理(選択の権利、自己決定権なども含む)、QOL、リスクと便益の分配など、様々な観点から見た考え方が存在する。

		保護水準のバランス	リスク・トレードオフ 熟議 保護水準のバランス 確率論的リスク・モラ
		確率論的リスク・モデ リング	対処法
	確率論的リスク・モデ	対処法	認識上の不一致受忍性判断の不一致
	リング	認識上の不一致	価値判断の不一致
	対処法	受忍性判断の不一致	コンフリクト
統計的リスク分析	認識上の不一致	コンフリクト	規制当局スタッフ
対処法	コンフリクト	規制当局スタッフ外部の専門家	外部の専門家 利害関係者(産業、
規制当局スタッフ	規制当局スタッフ外部の専門家	利害関係者(産業、直接的被影響者)	直接的被影響者)
アクター	アクター	アクター	アクター
手段的	認識論的	反省的	参加的
討議のタイプ	討議のタイプ	討議のタイプ	討議のタイプ
単純	複雑	不確実	多義的
問題種別	問題種別	問題種別	問題種別

リスク・危機をめぐるフェイズ別の分類

平常時

非常時(緊急時)

回復期

リスクコミュニケーション

コンセンサス・コミュニケーション

有事(危機発生時)への備え(危機管理や減災・防災に 関する合意形成、信頼関係・相互理解の醸成、情報・ 知識の共有)も含む

クライシスコミュニケーション

トップダウン的なケア・コミュニケーション 危機管理の実施

リスクコミュニケーション

コンセンサス・コミュニケーション

準有事のリスク管理や復興に向けた和解・共有合意形成や協働、経験の検証・共有

(コンセンサス/ケア: Lundgren & McMakin, 2011)

大事な論点①

●平時の備え

- 情報・知識の共有・蓄積。危機発生時に参照されるために。
 - 危機発生後の発信は疑われやすい
- 信頼関係・相互理解の醸成
- 危機管理・減災・防災に関する合意形成、ルール化
- 緊急時の情報発信
 - 平時の蓄積(知識・情報・ルール)をベースに
 - 不確実・暫定的情報の出し方・報じ方・受け止め方

大事な論点②

- ●コミュニケーションと管理と評価の連携
 - コミュニケーションの問題はコミュニケーションだけでは解けない。
 - 管理や評価の仕方・あり方まで含む。(→ 行政 の関わりの必要性)

大事な論点③

- ●「ゼロリスク」の問題
 - 日本人特有か?
 - 行政・政治家による説得の方便としてのゼロリスク。とくに 危機発生時のコミュニケーションのやり方の問題として
 - 評価の面での説明よりも管理・対策として、どれだけ信頼性・有効性のあるリスク低減がなされているか、することができるかという情報が大事。「自己効力感」を高めるためにも。
 - → 各自が「リスクを管理する主体」になること、「自分事」に すること、そのために必要な情報を提供すること。
 - → そのためにも管理との連携が大事。 平時では双方向的・ 参画的な取組。

「不安」の背後の4つの「不」

認識・行為・技術の可謬性に対する懸念

- ・「未知のリスク」「知られざる無知」
- 立証困難な過去の因果関係

行為・技術の可謬性

知識不足だけ ではない

組織・集団の能力や誠実さへの不信

参加できないことへの不満



大事な論点4

- ●規制緩和をどうやってやるか
 - ロードマップを示して戦略的・原則的に。
 - 規制の有効性や事実関係についての理解共有
 - 信頼醸成
 - 事態の沈静化、忘却?
- ●誰がリスコミを担うのか
 - それぞれのセクター、それぞれの組織で
 - チームワークとエコロジー
 - 経験の共有と学習
 - 文科省「リスクコミュニケーションのモデル形成事業」

「リスコミ職能教育プロジェクト」

平成 26 年度~30 年度 文部科学省「リスクコミュニケーションのモデル形成事業」